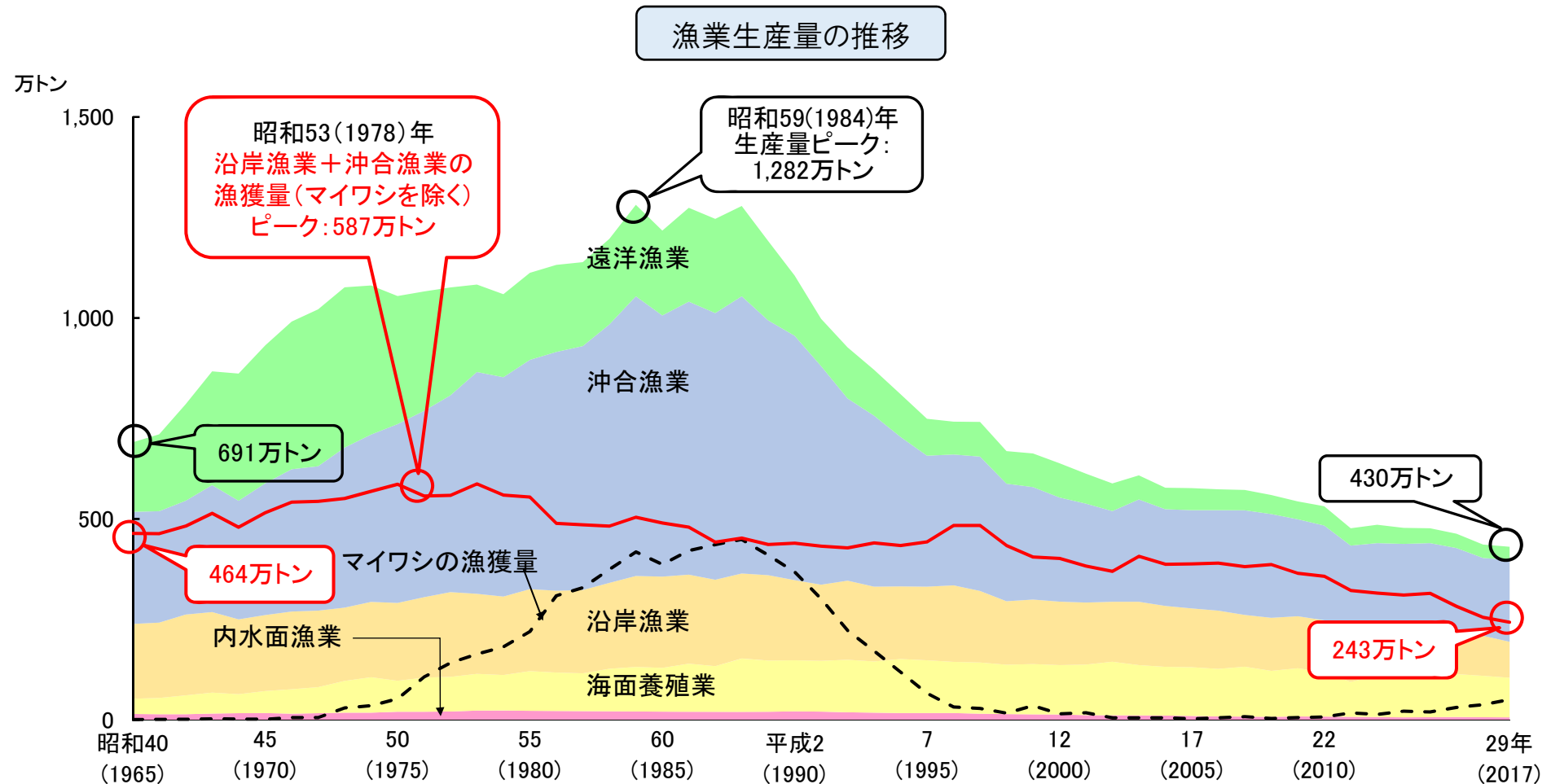


水産政策の改革について

日本の漁業生産量の現状

- 日本の漁業生産量は、昭和59(1984)年にピークに達した後、減少傾向。
- 昭和63(1988)年頃からのマイワシの大幅な減少や遠洋漁業の縮小を除いても減少傾向にあり、国民に対して水産物を安定供給していくためには、この減少傾向に歯止めをかける必要。



水産資源の現状

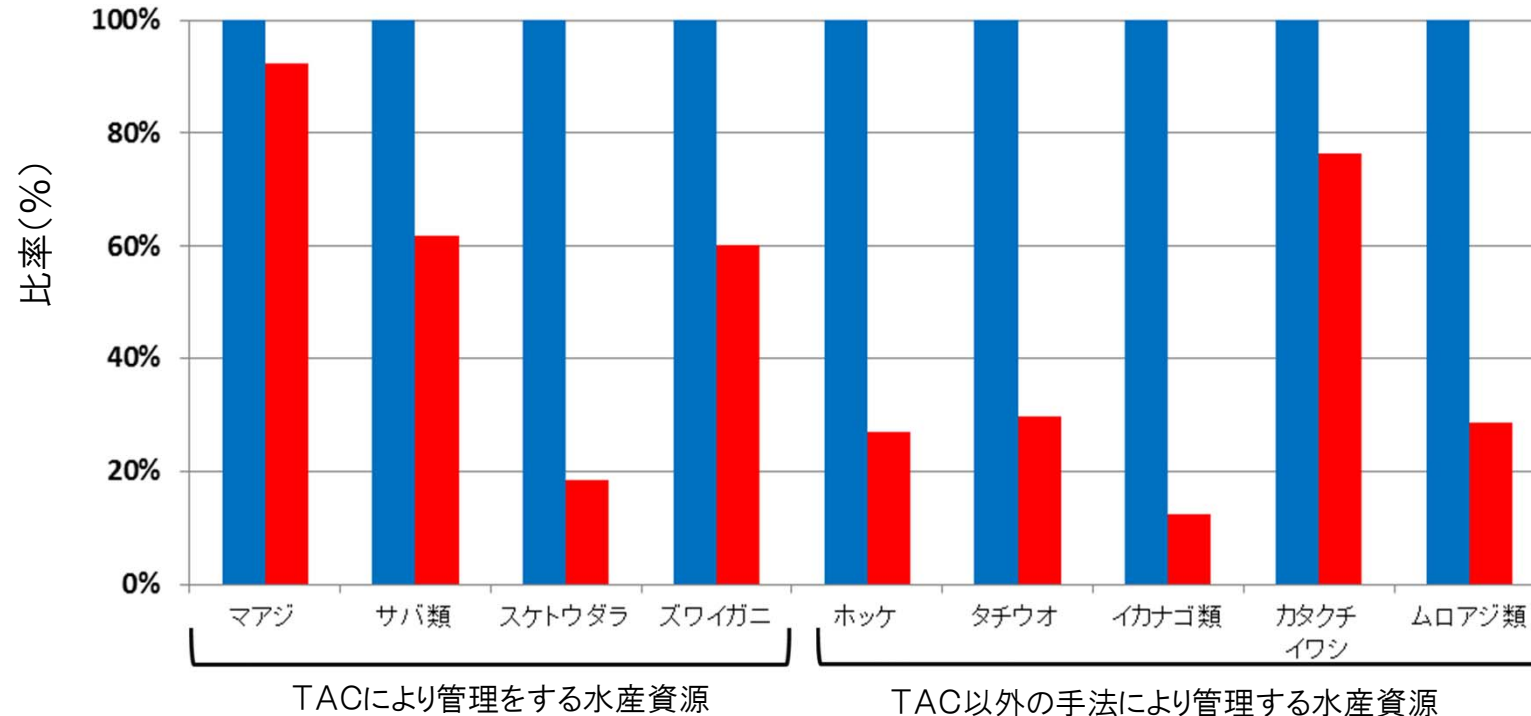
- 資源量が周期的に大きく変動するマイワシや遠洋漁業により漁獲されるもの以外の漁業生産量の減少については様々な要因が考えられるが、適切な資源管理を行い、水産資源を維持できていれば、漁業生産量の減少を防止・緩和できたと考えられるものが多い。
- 数量管理(漁獲量自体の制限による資源管理)を行った水産資源については、それ以外の水産資源に比べて、漁業生産量の減少の程度が小さい。

管理手法による生産量の比較

<TAC(漁獲可能量)制度>

国が水産資源ごとに年間の漁獲量の上限を設定することにより行う資源管理(数量管理)

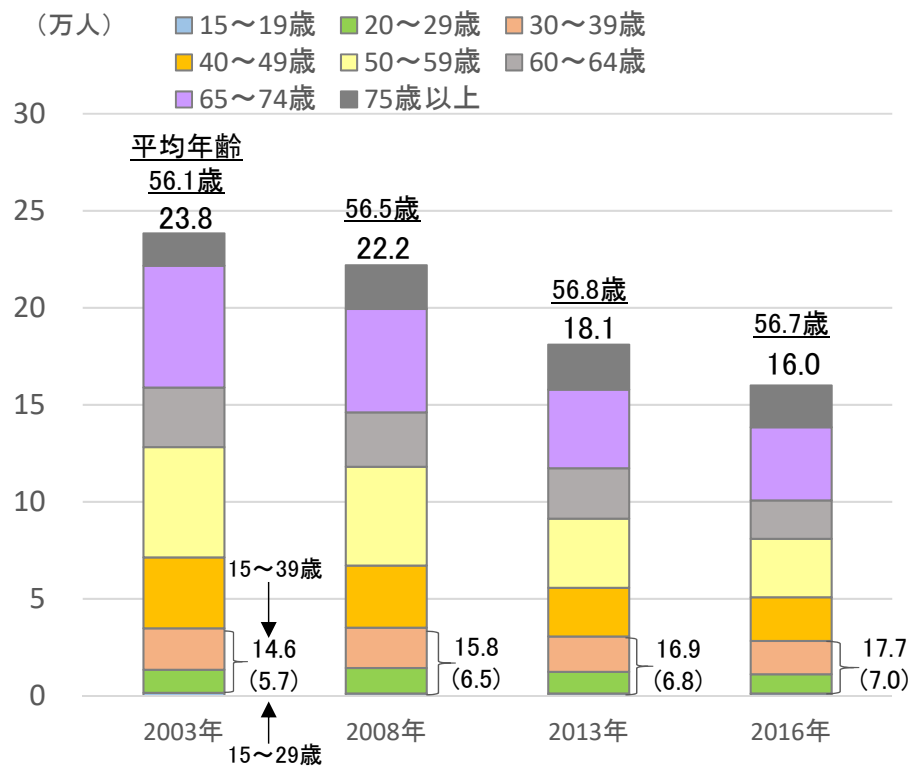
昭和59年の生産量(■)に対する、平成28年の生産量(■)の比率
(昭和59年の生産量を100%)



漁業就業者の現状

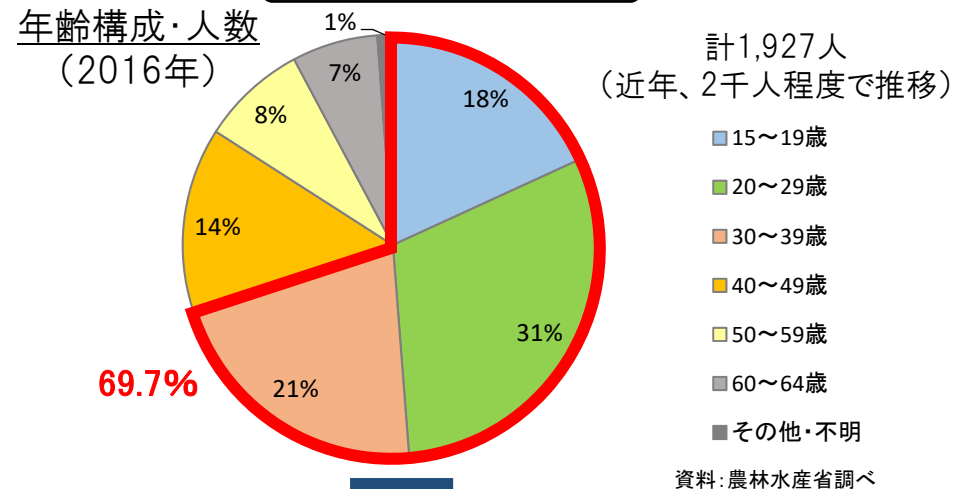
- 日本の漁業就業者は減少傾向にあり(2016年は16万人)、平均年齢は56.7歳。高齢者の退職により今後も減少(2050年頃には約7万人まで減少)が続くことが想定。
- 日本の周辺水域に形成された豊かな漁場や水産資源を十全に活用していくためには、担い手を育成・確保していく必要。

漁業就業者の推移

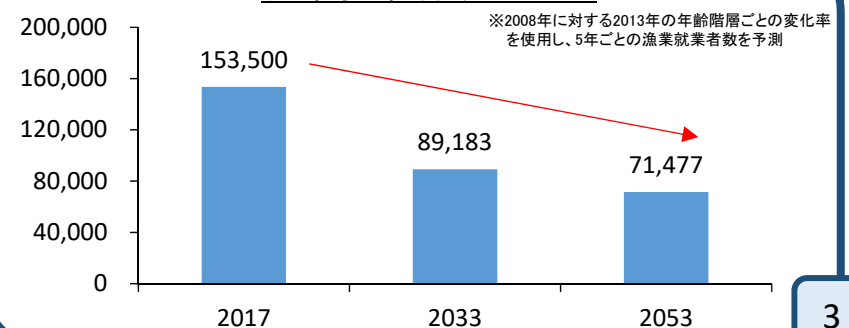


資料：農林水産省「漁業センサス」(2003、2008、2013年)、「漁業就業動向調査」(2016年)
 注1：2008年(平成20年)センサスでは、雇い主である漁業経営体の側から調査を行ったため、これまでは含まれなかった非沿海市町村に居住している者を含んでおり、2003年(平成15年)センサスとは連続しない。
 注2：平均年齢は、漁業就業動向調査より各階層の中位数を用いた推計値(75歳以上の場合は「80」を使用)。

新規就業者の状況



漁業就業者数の予測



漁業生産性の比較

- 全体としてみると、日本の漁業者1人・漁船1隻当たりの生産量はアイスランド、ノルウェーなど欧米諸外国より**低い**。
- 日本の漁業について、漁業種類ごとに見ると、沖合底びき網、大中型まき網等は、生産量が多く、経営体や漁船数は少ないため、1経営体当たり・1隻当たりの生産量が多い。

生産性の比較

(上表：国間の比較、下表：日本の漁業種類間の比較)

国名	漁業者数 (千人)	漁船数 (隻)	漁業生産量 (千トン)	漁業者1人当たり生産量 (トン/人)	漁船1隻当たり生産量 (トン/隻)
アイスランド	6	822	1,104	225.2	791.7
ノルウェー	18	5,939	3,788	214.5	637.9
スペイン	33	9,895	1,346	40.6	136.0
ニュージーランド	2	1,367	553	258.5	404.2
米国	281	75,695	5,406	19.2	71.4
日本	173	152,998	4,765	27.5	31.1

資料：農林水産省「漁業センサス2013」(漁船(日本、2013年))、「漁業就業動向調査」(漁業者数(日本、2014年))、「漁業・養殖業生産統計」(生産量(日本、2014年))、OECD「OECD Review of Fisheries: Country Statistics 2015」(漁船、漁業者数(上記以外))及びFAO「Fishstat (Capture Production)」(生産量(日本以外、2014年))

注：日本以外の国の漁業者数及び漁船数について、アイスランドは2012年、ニュージーランドは2013年、ノルウェー、スペイン、米国は2014年

	漁業種類名	主な魚種 (下線はTAC魚種)	経営体数 (経営体)	漁業者数 (人)	漁船数 (隻)	漁業生産量 (百トン)	1経営体当たり 生産量 (トン/経営体)	1漁業従事者 当たり生産量 (トン/人)	漁船1隻当たり 生産量 (トン/隻)
沖合	沖合底びき網	<u>スケウダウ</u> 、ホッケ、 <u>カレイ</u> 、 <u>スワイガニ</u> 等	228	2,480	314	2,125	932.0	85.7	676.8
	大中型まき網	<u>サバ</u> 、 <u>イワシ</u> 、 <u>アジ</u> 、 <u>スルメイカ</u> 、カツオ、 <u>マグロ</u> 等	69	3,900	377	8,702	12,611.6	223.1	2,308.2
沿岸	刺網		12,738	17,002	18,211	1,191	9.3	7.0	6.5
	大型定置網	<u>イワシ</u> 、 <u>サバ</u> 、 <u>アジ</u> 、 <u>ブリ</u> 、 <u>マグロ</u> 等	431	6,258	2,185	2,117	491.2	33.8	96.9

資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」(生産量(2016年))、「漁業就業動向調査」(漁業者数(日本の漁業全体、2016年))、「漁業センサス2013」(経営体数、漁業者数(日本の漁業全体以外)、漁船数)

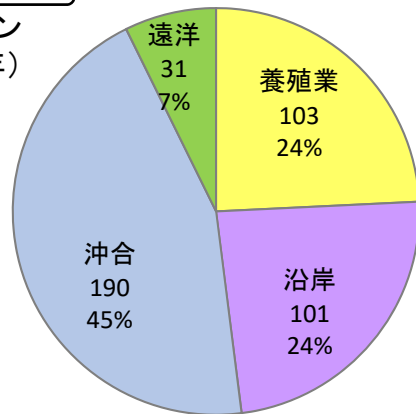
注：「漁業者数」のうち、日本の漁業全体以外の値については、2013年11月1日現在の海上作業従事者数であり、経営体数より少ない場合がある。

日本の漁業生産の構造

- 日本の漁業は、主に多獲性魚種を漁獲する沖合漁業から、少量だが高単価の魚種を漁獲する沿岸漁業まで多種多様。
- 沿岸漁業は沖合漁業に比べて、漁船数、経営体数、漁業従事者数が多い。

生産量

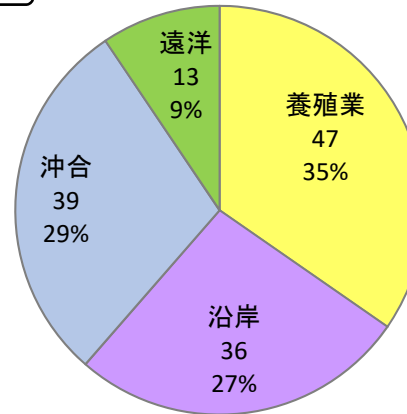
425万トン
(2016年)



資料: 農林水産省「漁業・養殖業生産統計」

生産額

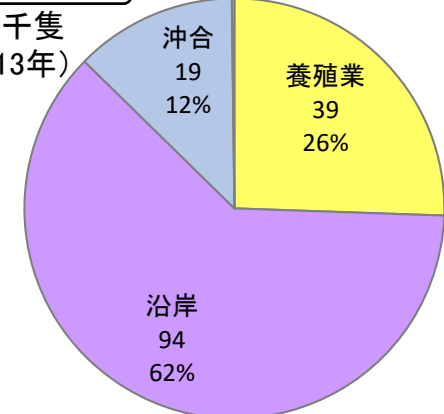
135百億円
(2013年)



資料: 農林水産省「漁業生産額」(総額)
注: 内訳の金額は、農林水産省「漁業センサス2013」の漁業種類別販売金額を基に推計

漁船数

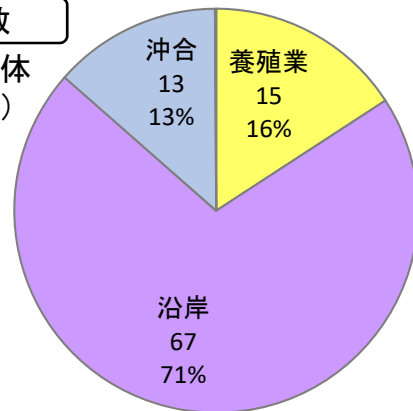
153千隻
(2013年)



資料: 農林水産省「漁業センサス2013」
注: 「遠洋」は288隻(0.2%)

経営体数

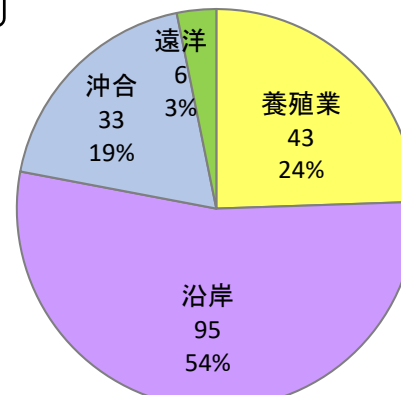
95千経営体
(2013年)



資料: 農林水産省「漁業センサス2013」
注: 「遠洋」は101経営体(0.1%)

漁業従事者数

178千人
(2013年)



資料: 農林水産省「漁業センサス2013」
注: 「漁業従事者数」は、2013年11月1日時点の海上作業従事者数

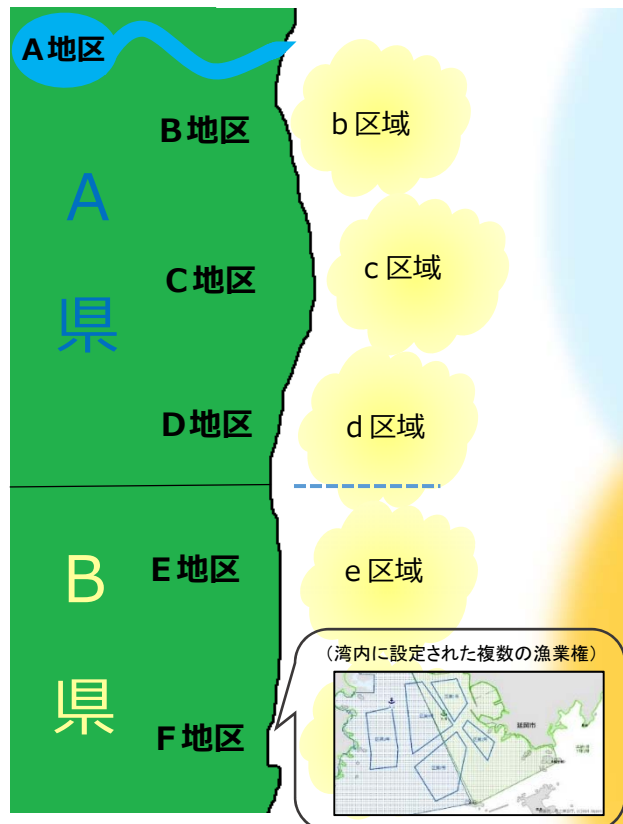
- 注1: 内水面漁業・養殖業を除く。
注2: 「遠洋漁業」には、遠洋底びき網、以西底びき網、大中型まき網(1そうまき遠洋かつお・まぐろ)、まぐろはえ縄(遠洋)、かつお一本釣り(遠洋)、いか釣(遠洋)が含まれる。
注3: 「沖合漁業」には、沖合底びき網、小型底びき網、大中型まき網(1そうまき遠洋かつお・まぐろを除く)、中・小型まき網、さけ・ます流し網、かじき等流し網、さんま棒受網、まぐろはえ縄(近海、沿岸)、かつお一本釣り(近海、沿岸)、いか釣(近海、沿岸)が含まれる。
注4: 「沿岸漁業」には、船びき網、その他の刺網、定置網、その他の網、その他のはえ縄、ひき縄釣、その他の釣、採貝・採藻、その他の漁業が含まれる。

漁業の管理体系

- 沿岸漁業・養殖業については、限られた水域で多数の漁業者が多様な漁業を営んでいる状況にあることから、資源管理を適切に行い、漁場の使用に関するトラブルを防止・解決する観点から、一定の海面で排他的に営むことができる漁業権を、特定の者に付与して管理。
- 広い水域を漁場とする沖合・遠洋漁業については、一定の区域や期間の範囲で操業を特定の者に許可して管理。

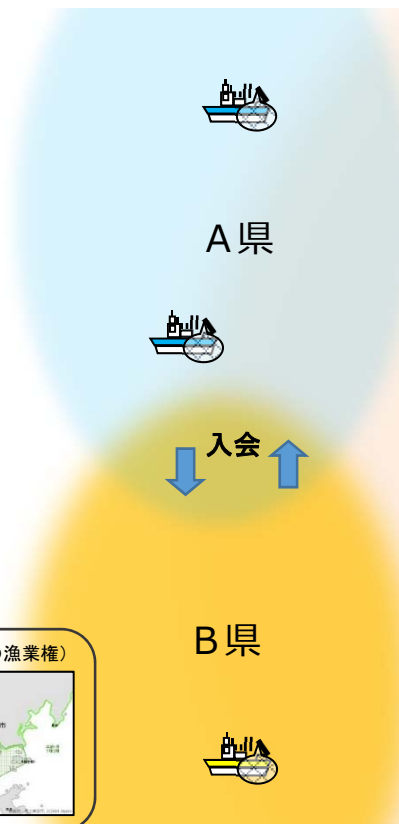
漁業権漁業

特定の沿岸漁業・養殖業について、排他的に営む権利を都道府県知事が免許



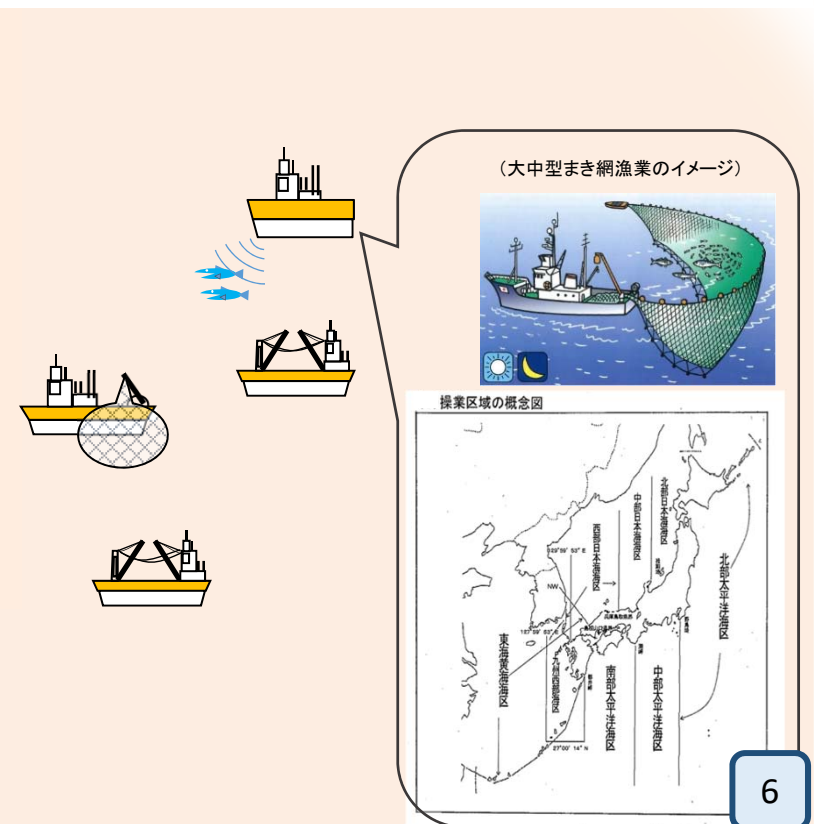
知事許可漁業

都道府県の沖合で操業する漁業について都道府県知事が許可



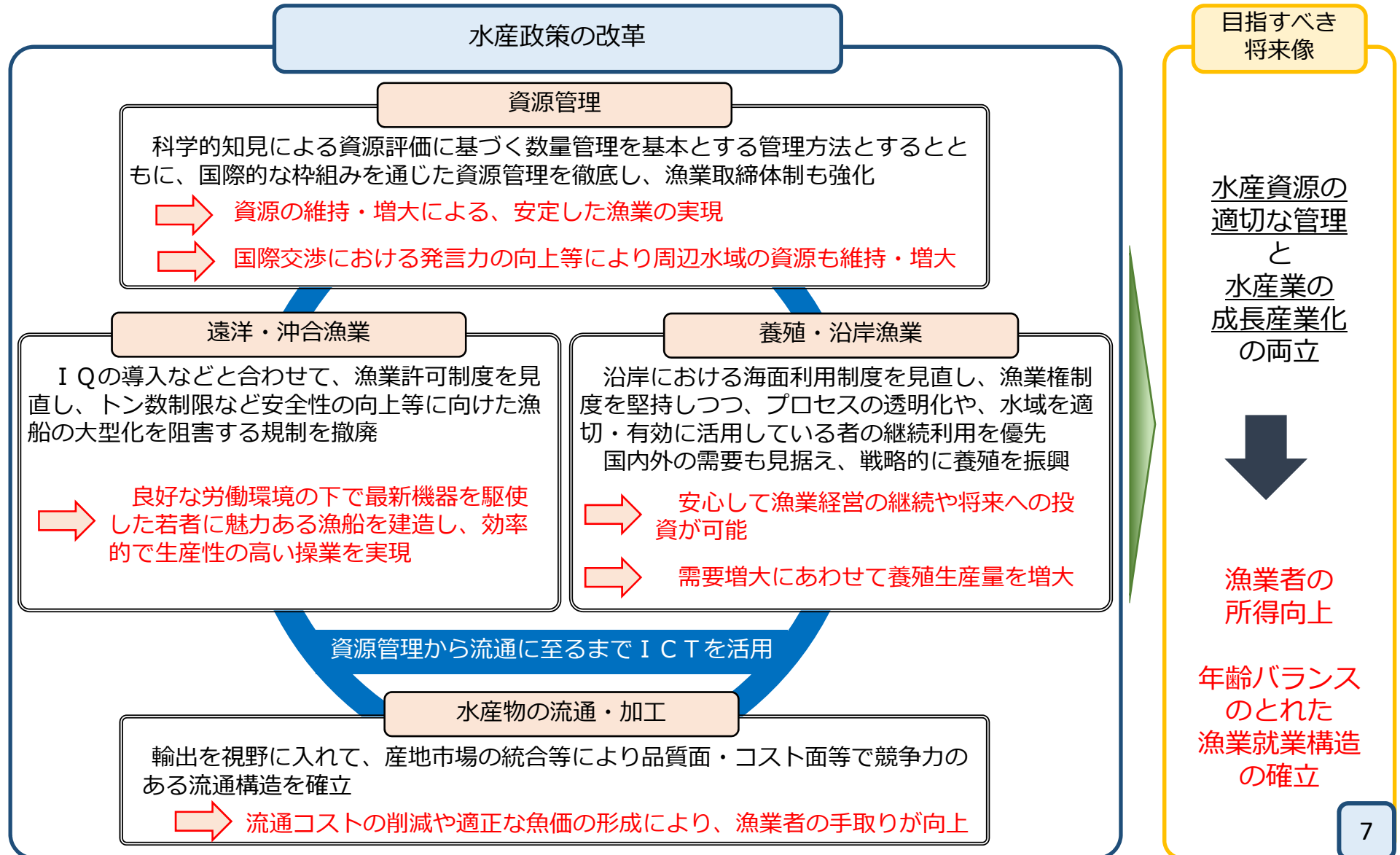
大臣許可漁業

複数県の沖合や外国で操業する漁業について農林水産大臣が許可



水産政策の改革の全体像

- 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢バランスの取れた漁業就業構造を確立することを目指し、水産政策の改革を実施。



「水産政策の改革について」（平成30年6月）のポイント

水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢のバランスのとれた漁業就業構造を確立することを目指し、次のような改革を行うこととし、必要な法整備等を速やかに行う。

法整備等に当たっては、水産業は我が国領海・排他的経済水域を保全する上でも重要な機能を果たしており、このような国境監視機能を始めとする機能を適正に発揮させることにも十分留意するものとする。

1 新たな資源管理システムの構築

資源管理については、国際的にみて遜色のない科学的・効果的な評価方法及び管理方法とする。

- 資源評価対象魚種は、原則として有用資源全体をカバー
- 調査体制を抜本的に拡充。また、操業時の各種情報を資源量把握のためのビッグデータとして活用
- 主要資源ごとの資源管理目標として、最大持続生産量（MSY）が得られる資源水準としての「目標管理基準」を設定。併せて、乱獲を防止するために資源管理を強化する水準として「限界管理基準」を設定
- 毎年度の漁獲可能量（TAC）を設定。TAC対象魚種は、順次拡大し、早期に漁獲量ベース（※）で8割に拡大（※国際的な枠組みで管理される魚類等、貝類・藻類・うに類、海産ほ乳類は除く）
- 個別割当（IQ）を、大臣許可漁業を始めとして準備が整ったものから順次導入
- 海区漁業調整委員会について、柔軟な委員構成とし、選出方法も見直し
- 新たな資源管理への円滑な移行のため、減船・休漁等、必要な支援を実施。漁業収入安定対策の法制化
- 種苗放流等について資源造成効果を検証。広域回遊魚種等は複数都道府県の共同の取組を促進

2 漁業者の所得向上に資する流通構造の改革

- 水産物流通について、物流の効率化、ICT等の活用、品質・衛生管理の強化、国内外の需要への対応等を強力に推進
- 産地市場の統合・重点化、消費地に産地サイドの流通拠点を確保
- 資源管理の徹底と国内の密漁対策を含めIUU漁業の撲滅を図る等のため、トレーサビリティの取組を必要度の高いものから順次推進

3 生産性の向上に資する漁業許可制度の見直し

- 沿岸漁業との調整を進めつつ、IQ導入など条件の整った漁業種類については、トン数制限など安全性の向上等に向けた漁船の大型化を阻害する規制を撤廃
- 漁業許可を受けた者には各種報告を義務付けるとともに、資源管理を適切に行わない漁業者・生産性が著しく低い漁業者に対する改善勧告・許可の取消し

4 養殖・沿岸漁業の発展に資する海面利用制度の見直し

- (1) 養殖・沿岸漁業に係る制度の考え方
 - 適切な資源管理等の観点から、漁業権制度を維持
 - 養殖業における円滑な規模拡大・新規参入に向けて、漁業権付与に至るプロセスの透明化、権利内容の明確化等を図る
- (2) 漁場計画の策定プロセスの透明化
 - 県は、海面を最大限活用できるよう留意。可能な場合は、新区画の設定も積極的に推進
 - 県は、漁場計画の策定に当たり、新規参入希望者等からの要望聴取・検討結果の公表
- (3) 漁業権の内容の明確化等
 - 県が漁業権を付与する際の優先順位の法定制は廃止
これに代えて、既存漁業者が水域を有効に活用している場合は継続利用を優先し、それ以外の場合は地域の水産業の発展に資するかどうかを総合的に判断することを法定
 - 団体に付与する漁業権に係る内部調整(費用徴収含む)は、漁業権行使規則に基づき行う。同規則は、団体のメンバー外には及ばない
 - 漁業権者は、各種報告を行うとともに、水域を適切かつ有効に活用していない場合は、改善指導・勧告等
- (4) 公的な漁場管理を委ねる制度の創設
 - 漁協等が実施している良好な漁場環境の維持などの活動が高い透明性の下で将来にわたって安定的に行われるよう、漁場管理を県の責務とし、県がこれを漁協等に委ねることができる制度を創設
 - 委ねられた者は、県の認可を受けた漁場管理規程に基づき実施。費用の使途・積算根拠も漁場管理規程に明示
- (5) 養殖業発展のための環境整備
 - 国は、戦略的養殖品目を設定した上、総合戦略を策定
 - 適地拡大に向けた大規模静穏水域の確保や漁港の積極的活用を推進

5 水産政策の方向性に合わせた漁協制度の見直し

漁協について、水産政策の改革の方向性に合わせて見直し。

6 漁村の活性化と国境監視機能を始めとする多面的機能の発揮

漁業・漁村の持つ多面的な機能が発揮されるよう、効果的な取組を推進。

漁業法等の一部を改正する等の法律の概要（平成30年12月）

- 適切な資源管理と水産業の成長産業化を両立させるため、漁業法等を改正し、資源管理措置、漁業許可、免許制度等の漁業生産に関する基本的制度を一体的に見直し。

I 漁業法の改正（※海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（TAC法）を漁業法に統合）

（1）新たな資源管理システムの構築

科学的な根拠に基づき目標設定、資源を維持・回復

【資源管理の基本原則】

- ・ 資源管理は、資源評価に基づき、漁獲可能量（TAC）による管理を行い、持続可能な資源水準に維持・回復させることが基本。
- ・ TAC管理は、個別の漁獲割当て（IQ）による管理が基本（IQが整っていない場合、管理区分における漁獲量の合計で管理）

【漁獲可能量（TAC）の決定】

- ・ 農林水産大臣は、資源管理の目標を定め、その目標の水準に資源を回復させるべく、漁獲可能量を決定。

【漁獲割当て（IQ）の設定】

- ・ 農林水産大臣又は都道府県知事は、漁獲実績等を勘案して、船舶等ごとに漁獲割当てを設定。

（2）漁業許可制度の見直し

競争力を高め、若者に魅力ある漁船漁業を実現

- ・ 漁船の安全性、居住性等の向上に向けて、船舶の規模に係る規制を見直し。
- ・ 許可体系を見直し、随時の新規許可を推進。
- ・ 許可を受けた者には、適切な資源管理・生産性向上に係る責務を課す。

（3）漁業権制度の見直し

水域の適切・有効な活用を図るための見直しを実施

【海区漁場計画の策定プロセスの透明化】

- ・ 知事は、計画案について、漁業者等の意見を聴いて検討し、その結果を公表。海面が最大限に活用されるよう漁業権の内容等を海区漁場計画に規定。

【漁業権を付与する者の決定】

- ・ 既存の漁業権者が漁場を適切かつ有効に活用している場合は、その者に免許。既存の漁業権がない等の場合は、地域水産業の発展に最も寄与する者に免許（法定の優先順位は廃止）。

【漁場の適切かつ有効な活用の促進】

- ・ 漁業権者には、その漁場を適切かつ有効に活用する責務を課す。

【沿岸漁場管理】

- ・ 漁協等が都道府県の指定を受けて沿岸漁場の保全活動を実施する仕組みを導入。

（4）漁村の活性化と多面的機能の発揮

国及び都道府県は、漁業・漁村が多面的機能を有していることに鑑み、漁業者等の活動が健全に行われ、漁村が活性化するよう十分配慮。

（5）その他

- ・ 海区漁業調整委員会について、漁業者代表を中心とする性質を維持。漁業者委員の公選制を知事が議会の同意を得て任命する仕組みに見直し。
- ・ 密漁対策のための罰則を強化。

II 水産業協同組合法の改正

水産改革に合わせた漁協制度の見直し

販売のブロの役員への登用、公認会計士監査の導入等により事業・経営基盤の強化を図る。

資源管理關係

現状と課題

- 現在の日本の公的規制は、漁船の隻数やトン数の制限（インプットコントロール）と漁具等の制限（テクニカルコントロール）が中心。一方、漁獲能力の向上により、これらを順守していても漁獲の強さが過剰になってしまうおそれ。
- 漁獲量を制限（アウトプットコントロール）する漁獲可能量（TAC）制度の対象は現在8種にとどまる。一方、資源水準が低位にある種の割合は、TAC未対象種の54%に比べ対象種は32%と低い。
- 今後は、目標を達成していくための手法はTACによる管理を基本としつつ、漁業時期又は漁具の制限その他の手法による管理を合せて行う。TACの対象魚種は早期に漁獲量ベースで6割 → 8割を目指す。

資源管理の手法

インプットコントロール （投入量規制）

- ・操業隻数制限 ・漁船トン数制限
- ・操業期間制限 ・漁船馬力制限など

テクニカルコントロール （技術的規制）

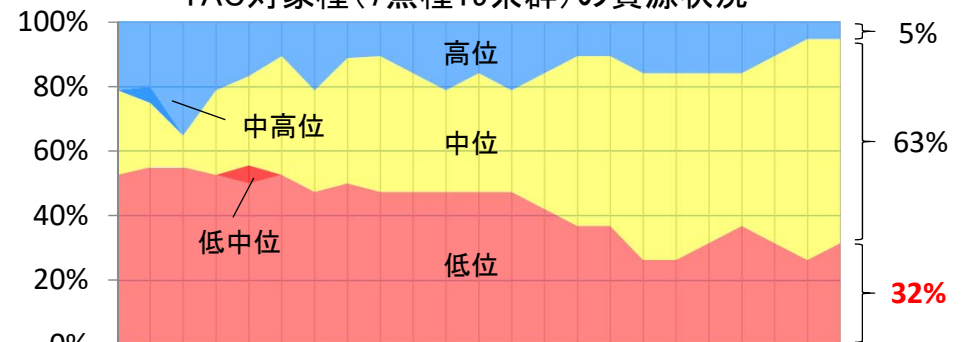
- ・漁具制限 ・サイズ制限
- ・地域制限 ・漁期制限など

アウトプットコントロール （産出量規制）

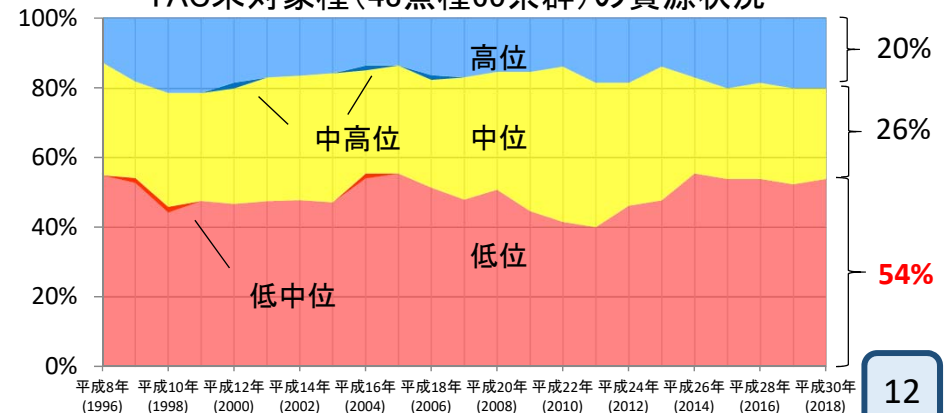
- ・漁獲可能量（TAC）
- ・個別割当方式（IQ） など

資源状況 （国の資源評価対象）

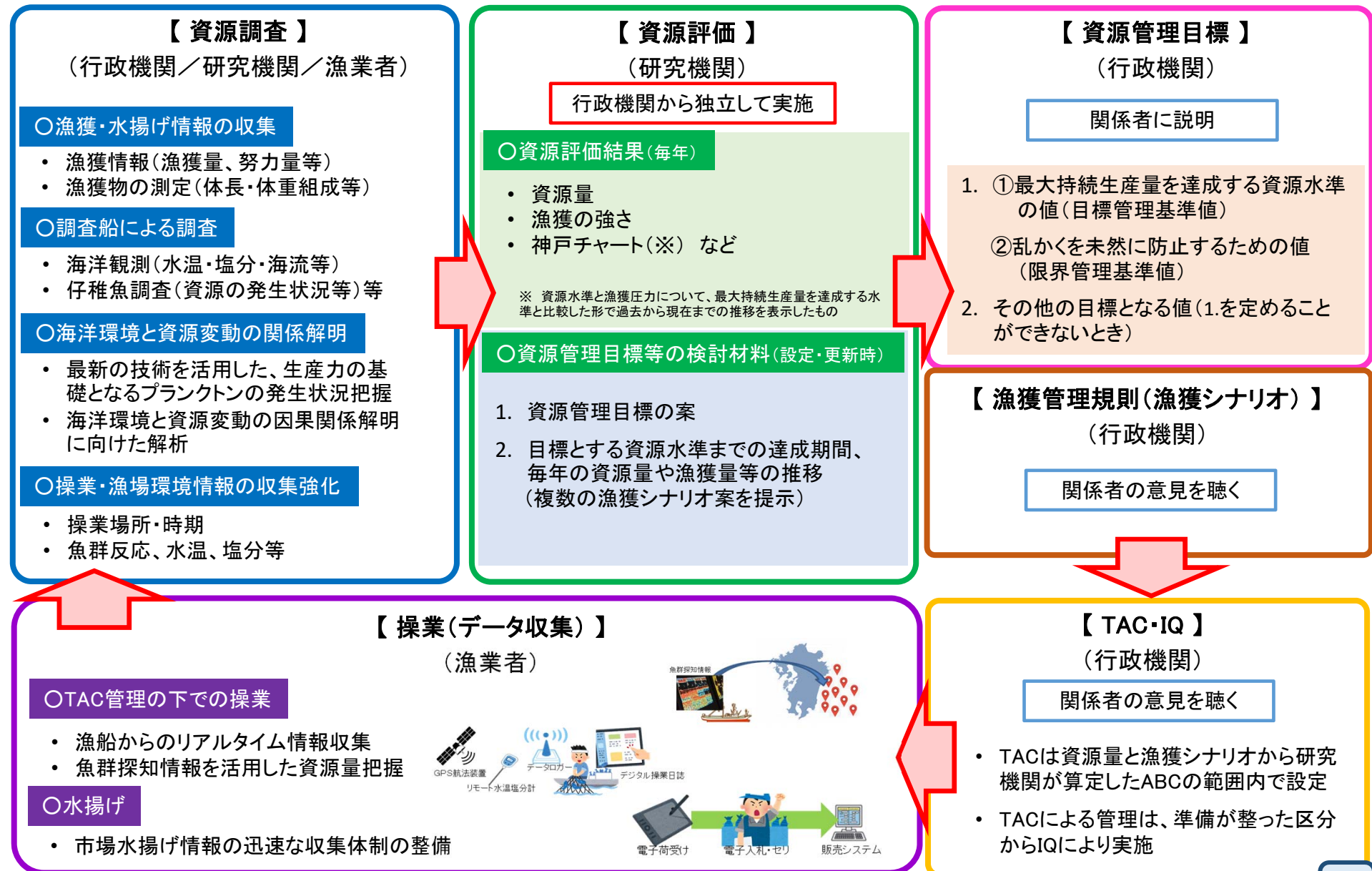
TAC対象種（7魚種19系群）の資源状況



TAC未対象種（43魚種65系群）の資源状況



新たな資源管理のサイクル（特定水産資源の場合）



資源評価から資源管理までの流れ (優先的に検討する資源の例(※))

資源管理目標案等の公表

- 水産庁から、水研機構が取りまとめた、
- ① 資源管理目標(目標管理基準値及び限界管理基準値)の案と、
 - ② 検討のたたき台となる複数の漁獲シナリオ等を公表。

周知期間(公表後1か月を目途)

取りまとめ結果について、要望に応じ、説明。

資源管理方針に関する検討会 (複数回開催)

- 1 資源の現状と資源管理目標案
 - ・ 水研機構から、取りまとめ結果を説明。
- 2 漁獲シナリオ案
 - ・ 水研機構から、提示した複数の漁獲シナリオを説明。
 - ・ 各案の得失(※)を検討。漁獲シナリオの追加が必要となれば、研究機関に計算を依頼。

会合の場合以外にも、水産庁及び水研機構から要望に応じ説明、意見交換を実施。

【第2回会合以降】

- ・ 水産庁から、数量管理の実施方法や採用した漁獲シナリオを実施する場合の漁業経営への影響に応じた緩和策等について提示。
- 3 資源管理の手法
 - ・ 現在TACが設定されていない資源について、資源管理目標を達成する手法を議論。

資源管理目標や漁獲シナリオ等について関係者の理解が得られた場合

(左下から)
資源管理目標や漁獲シナリオ等について関係者の理解が得られた場合

資源管理基本方針の制定

資源管理目標や漁獲シナリオ等を資源管理基本方針に盛り込み、水産政策審議会への諮問・答申を経て決定。

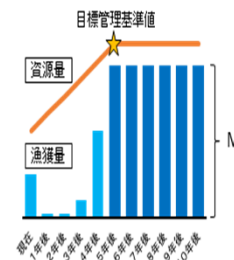
管理開始

特定水産資源の場合、TACは資源量と漁獲シナリオから研究機関が算定したABCの範囲内で設定。

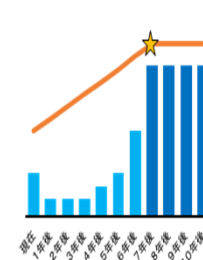
※ 漁獲シナリオ(漁獲管理規則)について(イメージ)

- ・ 目標達成までの年数や確率、乱かくに陥らない確率などをどうするかにより、複数のシナリオがある。
- ・ どのシナリオを選ぶかにより、毎年の漁獲可能量やその累計が変化。

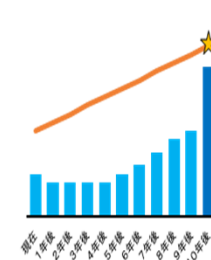
【漁獲シナリオ1(5年で回復)】



【漁獲シナリオ2(7年で回復)】



【漁獲シナリオ3(10年で回復)】



※ スケトウダラ(日本海北部系群、太平洋系群)
ホッケ(道北系群)、マサバ(太平洋系群、対馬暖流系群)
ゴマサバ(太平洋系群、東シナ海系群)

資源管理目標の設定

- 現在は、主要種について、安定した加入が見込める最低限の親魚資源量(Blimit)への維持・回復を目指した管理を実施。
- 今後は、持続的な水産資源の利用を確保していくため、大臣の定める資源管理基本方針において、
 - ① 目標管理基準値: 最大持続生産量を達成する資源水準の値
 - ② 限界管理基準値: 乱かくを未然に防止するための資源水準の値(これを下回った場合には目標管理基準値まで回復させるための計画を定めることとする)
 を設定し、これらを基に管理を実施。
- 目標管理基準値と限界管理基準値を定めることができないときは、資源水準を推定した上で、維持・回復させるべき目標となる資源水準の値を設定。

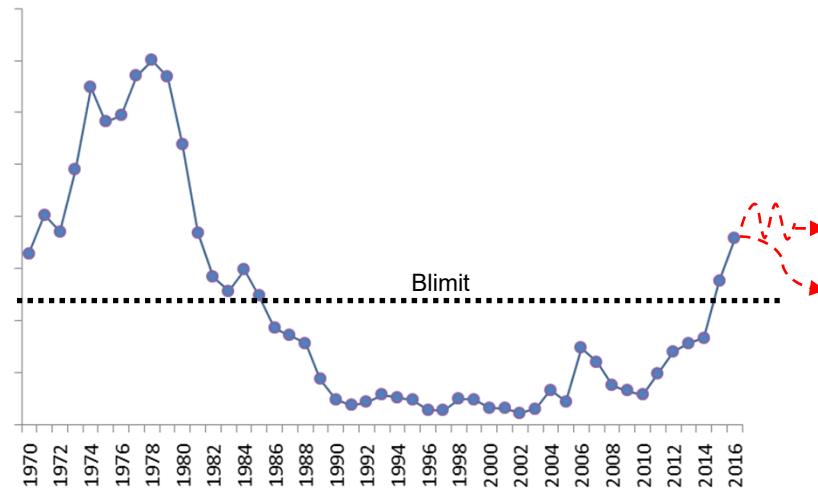
<最大持続生産量(MSY)>

現在の環境下において持続的に採捕可能な最大の漁獲量

(現在及び合理的に予測される将来の自然的条件の下で持続的に採捕することが可能な水産資源の数量の最大値)

親魚の量

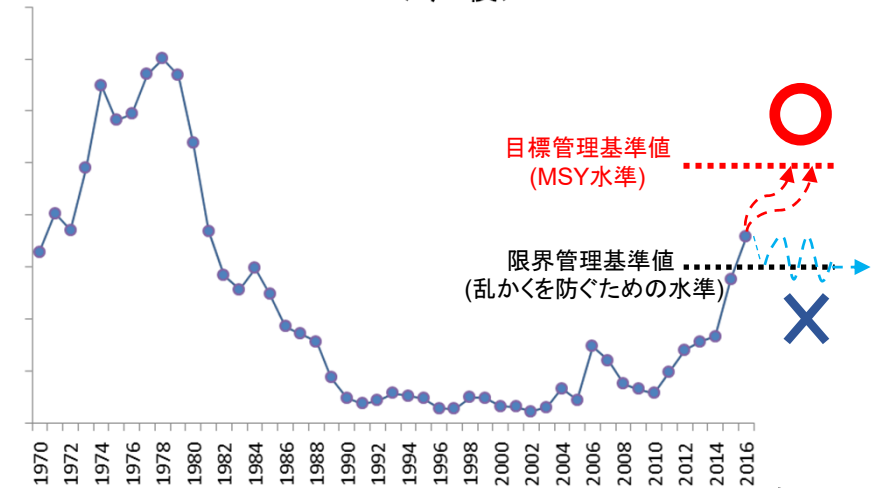
<現 状>



- 基準値を上回った場合に目指す資源水準がない。
- 一時的な水温上昇等の環境要因等により資源量が危険水準まで低下するといった脆弱性を有していた。

親魚の量

<今 後>



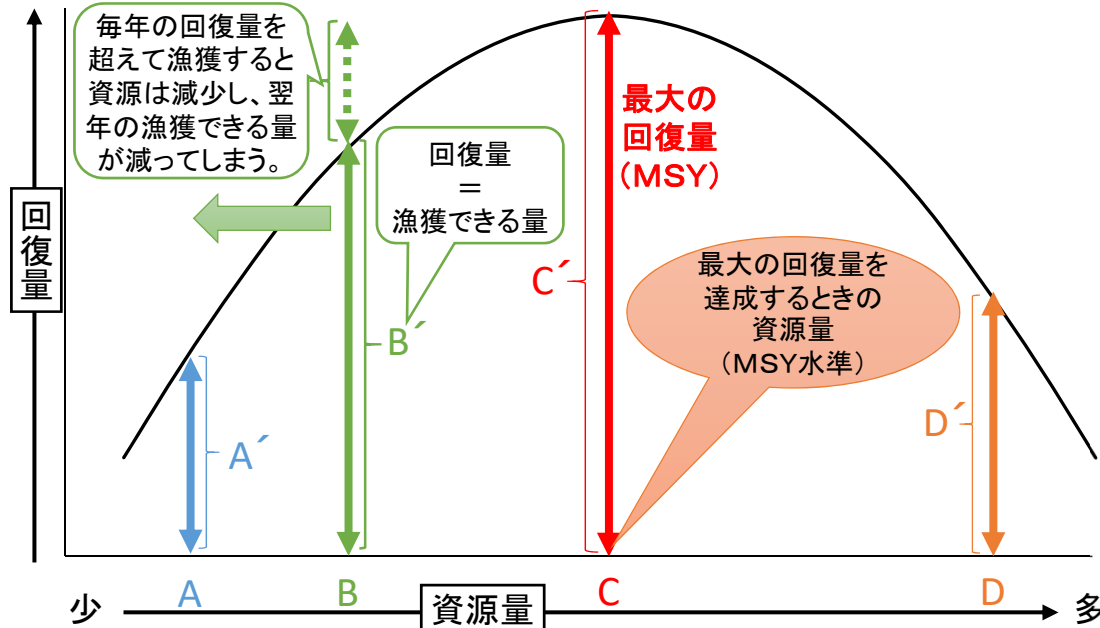
- 資源水準をMSYを実現する水準に回復・維持させる目標を設定。
- これにより、資源の状況によっては、短期的に漁獲抑制が必要となる場合もあるが、長期的には資源量の増加、安定した採捕による資源の最大限の有効活用が促進。
- 長期的な漁獲量の予見可能性が高まり、漁業者の長期的経営計画の策定が可能となる。

最大持続生産量 (MSY : Maximum Sustainable Yield)

- 水産資源は、漁獲により資源が減少すると自然の回復力が働いて増加する。増加量(回復量)は資源量の増大に伴い増えるが、資源量がある程度以上になると減る(餌の競合等により成長や生存率が低下するため)。
- 回復量と同じ量だけ漁獲すれば、資源量はその水準で維持される。一方、回復量以上に漁獲すれば資源量は減少し、それに伴い、回復量も変化する。
- 回復量が最大になる資源量で、増加した分を漁獲すれば、最大の漁獲が続けられる、というのが古典的MSY理論。
- 現実には海洋環境の変化に仔稚魚の生存率や成長などは大きく影響を受ける。近年は、新たな統計手法やコンピュータ技術の発展により、このような変化する要因なども考慮し、現在の環境下における「MSY」が計算できるようになり、欧米では実際の管理で効果を発揮。
- 現行の資源管理は、「MSY」に基づく、資源管理目標や漁獲管理規則(漁獲シナリオ)が不明確であったが、今後は、科学者、行政、漁業者が共通の目標を持って取り組むことができる。

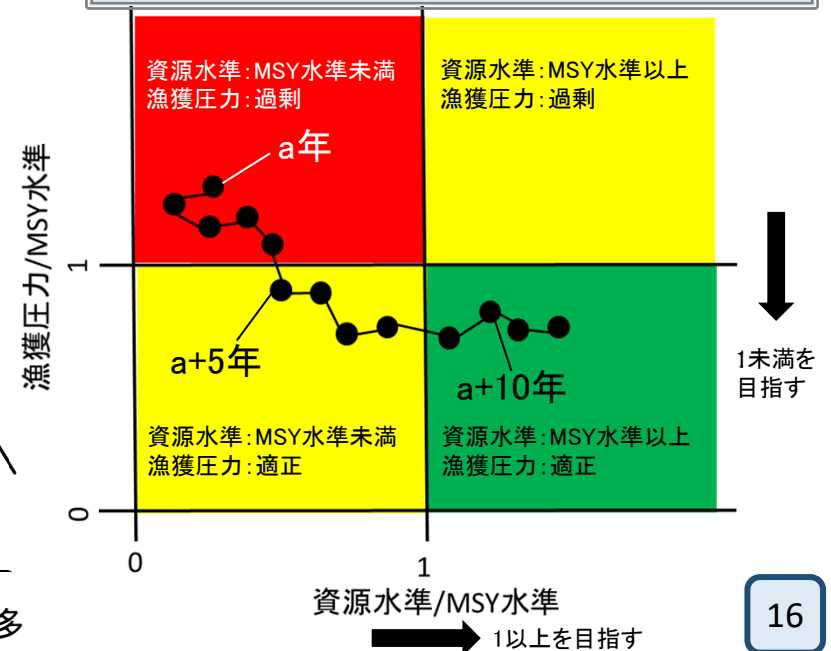
【資源量と回復量の関係】

- 資源量がBのときの回復量はB'。B'で漁獲を続ければ資源量はBで維持される。B'以上に漁獲すると資源量は減少し、例えばAまで減少すれば回復力はA'に。逆に資源量がある程度以上多くても回復量は少ない。(DとD')
- 資源量がCのとき、最も回復量が大きくなり、この量(C')をMSYという。



【神戸チャート】

我が国の資源評価は、従来は資源量だけだったが、漁獲の強さに加え、最大持続生産量を達成する水準との関係を図示したものが神戸チャート。



TAC対象資源（特定水産資源）選定の考え方

現状

TAC対象種は、以下の基準のいずれかに該当するものであって、漁獲可能量を決定するに足るだけの科学的知見が蓄積されているものの中から選定することとしている。

- ① 採捕量及び消費量が多く、国民生活上又は漁業上重要な魚種
- ② 資源状態が悪く、緊急に漁獲可能量を決定すること等により保存及び管理を行うことが必要な魚種
- ③ 我が国周辺海域で外国漁船による漁獲が行われている魚種



今後

資源管理目標が設定された資源については、原則TACの算定は可能であり現状の①から③に限定せずに設定していく。ただし、漁業の実態を踏まえた実行可能性も考慮されるべきであり、関係者との丁寧な意見交換も踏まえながら進めていく。

第8条 資源管理は、この章の規定により、漁獲可能量による管理を行うことを基本としつつ、稚魚の生育その他の水産資源の再生産が阻害されることを防止するために必要な場合には、次章から第五章までの規定により、漁業時期又は漁具の制限その他の漁獲可能量による管理以外の手法による管理を合わせて行うものとする。

IQの導入

- TACの管理の手法の1つである漁獲割当て(IQ)方式は、あらかじめ個々の漁業者の漁獲可能な数量が明確になることから公平性が担保され、①無用な競争や海上でのトラブル回避、②効率的な操業や経営の安定など、多面的な効果があると見込まれる。
- 今後、操業の隻数が比較的少なく、水揚げ港も限定される等の管理のための条件が整っている大臣許可漁業から、当該管理区分の漁業者の意向を十分に踏まえつつ、順次導入。
- また、沿岸漁業については、多種多様な資源を来遊に応じて漁獲し、船舶の数も多いという特性があるため、漁獲量の速やかな把握が難しいという問題を解消しつつ、準備が整ったものから導入の可能性を検討。
- IQの移転は、船舶を譲渡する場合等であって、農林水産大臣又は都道府県知事の認可を受けたときに限定。

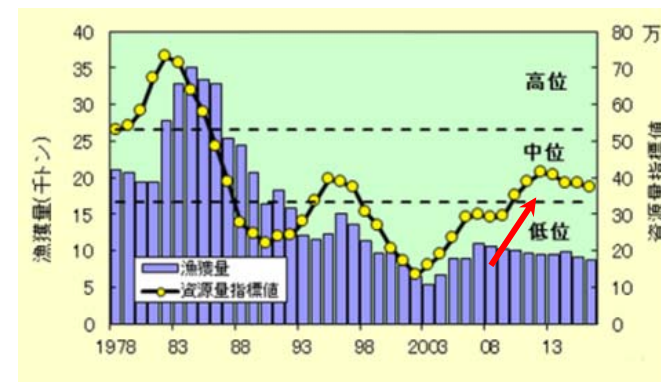
TACを管理する手法

区分	内容
非漁獲割当方式	漁獲可能量を個々の漁業者等に割り当てることなく各種規制の下で漁業者の漁獲を認め、漁獲量の合計が上限に達した時点で操業を停止させることによって漁獲可能量の管理を行うもの
漁獲割当(IQ)方式	漁獲可能量を漁業者又は漁船ごとに割り当て、割当量を超える漁獲を禁止することによって漁獲可能量の管理を行うもの
譲渡性漁獲割当(ITQ)方式	IQを他の漁業者に、船舶の譲渡等にかかわらず自由に譲渡又は貸付けができるようにしたもの

IQ導入の事例

日本海ベニズワイガニ漁業では、平成19年(2007年)漁期からIQを導入。(注:漁業法に基づき導入)

採捕規制(雌の採捕禁止、甲殻9cm以下の雄の採捕禁止)や漁具規制(網目制限など)などと組み合わせて管理することで、資源状態が改善し、年間を通じた安定的な水揚げを実現。



今後の数量管理の流れ（管理区分の設定）

- 漁獲量の管理手法は、管理区分ごとに農林水産大臣又は都道府県知事が水産政策審議会又は海区漁業調整委員会への諮問・答申を経て決定。
- 漁獲割当て(IQ)を行う準備が整っていない管理区分における漁獲量の管理は、漁獲量の合計又は漁獲努力量の合計により実施。



日韓、日中暫定水域等における適用規定の特例について

- 改正漁業法においては、日韓・日中漁業協定に基づく暫定水域等において、当該外国人に対して、外国の当局によって特定水産資源の漁獲量の管理のための措置が講じられていない場合には、その特定水産資源を指定して、強制力のある規定を適用しないこととすることができることとしている（現行TAC法と同様）。
- 他方、これら特定水産資源は暫定水域等以外でも漁獲されることから、その適切な管理を図る観点から、次のような規定は水域を区別せず適用されることとしている。
 - ① 漁獲上限に近づいたときの漁獲量等の公表、助言、指導又は勧告など
 - ② 漁獲量等の報告など水産資源の実態の把握のため必要なもの

附則第3項 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律(平成八年法律第七十六号)附則第二条の規定に基づく政令で指定する外国人に対し、同条の規定に基づく政令で指定する海域において特定水産資源の漁獲量の管理のための措置が行われていない場合は、農林水産省令で、その特定水産資源を指定して第二十五条及び第三十三条の規定を適用しないこととすることができる。

自主的な資源管理

- 国や都道府県による公的規制と漁業者の自主的管理の組合せにより資源管理を実施する体制は、今後も存続。特に、沿岸漁業においては、関係漁業者間の話し合いにより、実態に即した形で様々な自主的な管理が行われており、資源の持続的利用の確保に向け、引き続き重要な役割を担う。
- 平成27年度から、適切な資源管理の推進を図ることを目的として、資源管理計画について評価・検証を開始しており、今後は、評価・検証の結果を踏まえ、必要に応じ、取組内容を見直すとともに、評価対象資源の拡大や管理目標の設定、管理効果の検証に必要なデータを収集する体制づくり等に取り組む。

事例1：宮崎県のカサゴ延縄漁業の資源管理計画

取組内容

- ・10月1日～4月14日の休漁
- ・操業区域の制限(共同漁業権内)
- ・釣針の大きさは鯛針13号以上
- ・針数の制限
- ・小型魚漁獲を防止する大きな餌を使用
- ・禁漁区の設定

評価・検証の結果

- 《評価》
 - ・資源水準・動向は「中位・横ばい」
- 《検証》
 - ・取組の継続により親魚量と加入量を確保することが資源の維持、回復のために重要。

計画の見直し

- ・現行の取組を継続



事例2：北海道のツブ類かご漁業の資源管理計画

取組内容

- ・小型個体の採捕制限
- ・漁具制限(かごの大きさ)
- ・漁場造成・保全

評価・検証の結果

- 《評価》
 - ・全ツブ類の漁獲量は、平成23年度以降減少傾向
 - ・かご漁業の1隻あたりの1日の漁獲量は、若干下降。
- 《検証》
 - ・現在の取組を継続するものの、新たな禁漁区域を設定するなど更なる資源管理を推進することを検討。

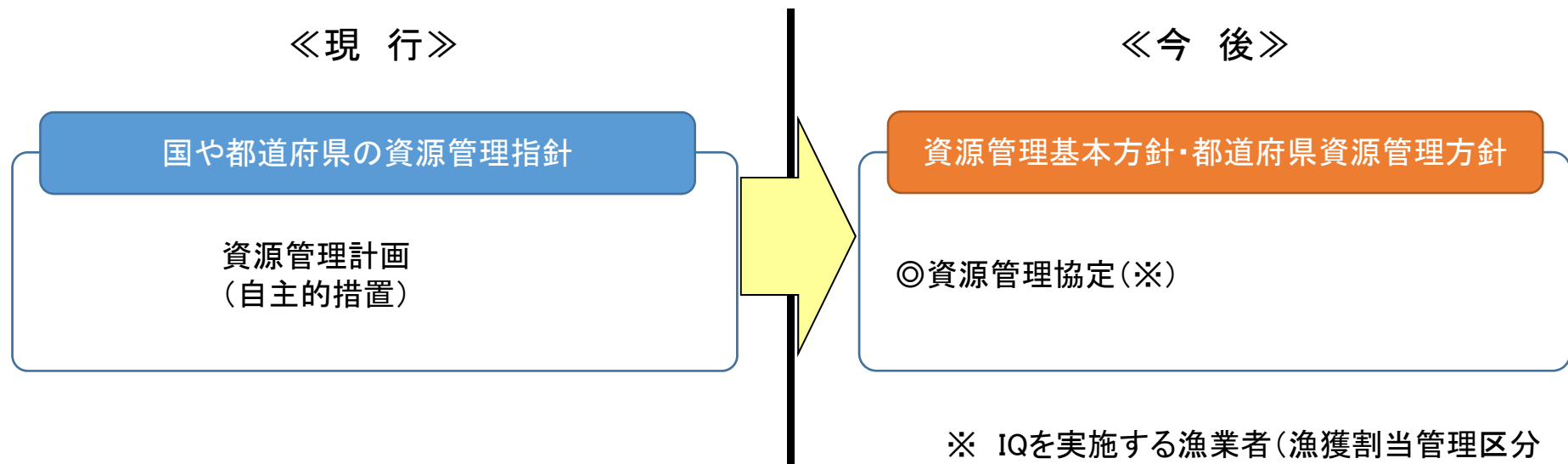
計画の見直し

- ・現行の取組に「操業区域規制」を追加



新たな資源管理システムにおける資源管理指針・資源管理計画の位置づけ

- 資源管理の取組として、国や都道府県が「資源管理指針」を作成し、これに基づき、関係漁業者が「資源管理計画」を作成・実施する体制を平成23年度より導入。この体制の下で計画的に資源管理に取り組む漁業者に対して、「資源管理・収入安定対策」により、経営の安定を支援。
- 改正漁業法においては、公的規制・自主的管理に関わらず、資源管理に関する基本的な事項を資源管理基本方針及び都道府県資源管理方針に定めることとした。
- このため、資源管理指針は、国が定める資源管理基本方針と都道府県資源管理方針に移行し、資源管理計画は、資源管理協定に移行することを予定（移行完了後、資源管理指針・計画体制は廃止）。
- 今後は、資源管理協定の内容が、資源管理基本方針又は都道府県資源管理方針に適合したものであれば大臣又は知事の認定を受けて自主的管理を実行していくこととなるが、評価・検証は引き続き行っていくこととする。



※ IQを実施する漁業者(漁獲割当管理区分
で採捕する漁業者)は対象外

政省令等制度運用に係る主な検討項目

分野	法律改正事項 (措置済み)	政省令規定事項等、制度運用についての考え方
資源管理	・ 資源管理目標の設定	・ 国の資源管理基本方針の作成（告示） ： 資源管理目標や漁獲シナリオ等について関係者の理解を得て方針に盛り込む。
	・ T A Cの拡大等	・ 新たな資源管理の実施に向けては、対象資源毎に漁獲量の把握の方法や評価手法、管理の方法や影響緩和策などの基本的事項を国が明確に示し、あらかじめ漁業者と徹底的に話し合い、議論を尽くした上で、水産政策審議会の場に示していく。 ・ 漁獲量等の報告事項等（省令） ： 漁獲量等の報告の期限、報告の方法及び報告事項（報告者の氏名及び住所、船名、陸揚げ日等）を定める。 ・ 採捕停止命令に関する事項（省令） ： 採捕の停止を命ずる基準として、漁獲可能量の消化状況を管理区分ごとに定める。 ・ 漁獲努力量の指標（省令） ： 操業隻数、操業日数等を定める。
	・ 資源管理協定など	・ 資源管理協定に関する事項（省令） ： 協定の認定申請の手続、法定事項以外の認定基準等を定める。
	・ 漁獲割当て（I Q）の導入など	・ 漁獲割当原簿に関する手続等（政令）、漁獲割当て（I Q）の有効期間、勘案事項、移転の場合（省令） ： 漁獲割当の設定手続、移転手続を定める。割当割合等の移転を認める場合として、同一の経営者が使用する船舶間の移転、代船する場合等を定める。
	・ T A Cに関する適用除外	・ 採捕停止命令等の適用除外とする特定水産資源を省令で規定する。対象となる資源については検討中。

漁業許可関係

現状と課題

- 漁業許可制度は、漁業調整等のため、特定の漁業を営むに当たって、農林水産大臣又は都道府県知事の許可を受けなければ、当該漁業を営んではならない制度。
- 漁船や漁業者が減少する中で、漁業の生産性を高めるためにはできるだけ柔軟な制度にしていく必要。
- また、漁業の許可の際に課す漁船の規模に係る制限は、生産コストの削減、安全性・居住性・作業性の向上、漁獲物の鮮度保持等といった漁船漁業の競争力の強化に支障。
- こうした支障の解消も含めて、適切に漁業を営んでいる者については、将来展望を持って、生産コストの削減や安全性の向上などの経営発展に取り組むことができるような制度とする必要。

操業の効率化

○ 遠洋かつお一本釣り漁船（静岡県）

- 漁獲能力を向上させずに漁船総トン数を499トンから599トンに増加。
- 省エネ設備の導入や魚倉容積・燃油積込量の増大により長期航海が可能、操業が効率化。
- 機械室を拡大し、作業スペースが増大し、これに伴いメンテナンス作業が低減。



機能・安全性の向上

○ 沖合底びき網漁船（宮城県）

- 漁獲能力を向上させずに漁船総トン数を75トンから105トンに増加。
- 冷海水装置、海水滅菌装置を設置したことにより、漁獲物の鮮度保持機能が向上。
- 船体の大型化により復原性が向上し、波除板の設置により甲板作業時の安全性を確保。



漁業許可関係の主な改正点①（体系）

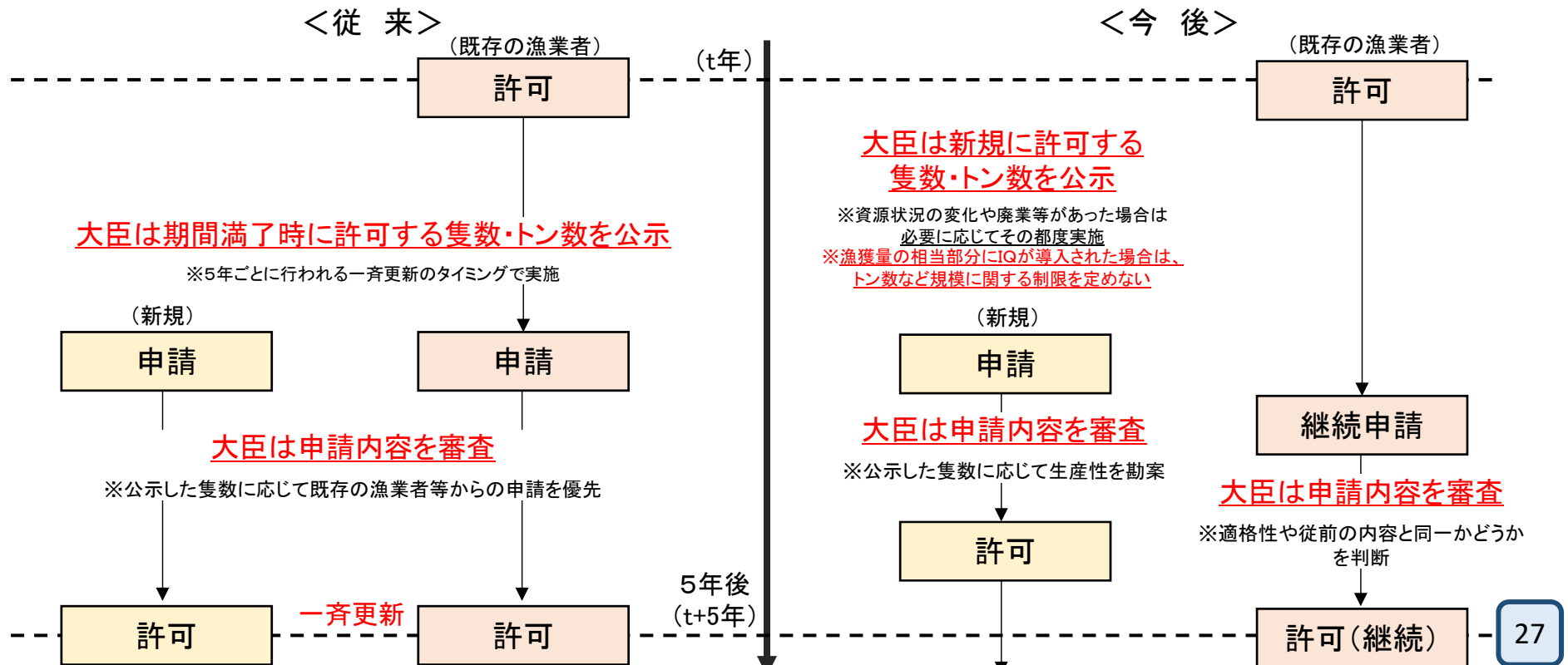
- 柔軟に漁業許可を行うことができるようにする観点から、大臣許可漁業及び知事許可漁業の体系を見直し。

	従 来	今 後
農林水産大臣が許可をする漁業	指定漁業 - 政府間の取決め、漁場の位置などにより国が統一して漁業者やその使用する船舶について制限を行うことが適当な漁業（現行法第52条） - 沖合底びき漁業、大中型まき網漁業、遠洋かつお・まぐろ漁業等（政令に規定）	大臣許可漁業 - 政府間の取決め、漁場の区域の広さなどにより国が措置を統一して漁業者やその使用する船舶について制限措置を講ずることが適当な漁業（改正法第36条） - 沖合底びき漁業、大中型まき網漁業、遠洋かつお・まぐろ漁業、ずわいがに漁業、東シナ海はえ縄漁業等（省令に規定見込み）
	特定大臣許可漁業 - 国が統一的規制を行う漁業として、毎年、船舶ごとに農林水産大臣の許可を受けなければ営めない漁業（現行法第65条等） - ずわいがに漁業、東シナ海はえ縄漁業等（省令に規定）	
都道府県知事が許可をする漁業	法定知事許可漁業 - 農林水産大臣が設定する許可隻数等の枠内で都道府県知事の許可を受けなければ営めない漁業（現行法第66条） - 中型まき網漁業、小型機船底びき網漁業等（法律に規定）	知事許可漁業 - 農林水産大臣が設定する許可隻数等の枠内で都道府県知事の許可を受けなければ営めない漁業（改正法第57条） - 中型まき網漁業、小型機船底びき網漁業等（省令に規定見込み） 都道府県知事が定める漁業（規則に規定）
	知事許可漁業 - 法定知事許可漁業以外で都道府県知事の許可を受けなければ営めない漁業（現行法第65条等） - 小型まき網漁業、機船船びき網漁業等（規則に規定）	

漁業許可関係の主な改正点②（許可までのプロセス）

- 指定漁業の許可の有効期間は原則5年間とされ、5年ごとに許可の更新(いわゆる「指定漁業の一斉更新」)が行われている。
- 従来は、有効期間の満了ごとに資源状況等に鑑みて許可隻数等を定めて公示し、既存の漁業者も含めて申請を受け付けた上で、公示した隻数に応じて既存の漁業者等からの申請を優先して許可。
- 今後は、指定漁業の一斉更新を止め、他の漁業者の廃業などで新規許可の余裕が生じたときは必要に応じて許可できるようにするとともに、既存の許可を受けた漁業者の更新はこれまでと同様に扱う。
(知事許可における既存の漁業者の扱いについては、漁業調整規則において、国の取扱いと同様に定めることが可能。)

大臣許可漁業の継続・新規許可のプロセスに係る現行と今後の比較



漁業許可関係の主な改正点③（漁船のトン数制限）

- 漁業の許可に当たり、総漁獲量をコントロールする目的で、事前に漁業毎に漁船の総トン数（＝漁船の大きさ）と総トン数別の隻数等を定めている漁業種類がある。
- 今後、操業期間の制限等により、国が責任を持って資源管理の実施、紛争防止を確認した上で、漁獲量の相当部分にIQが導入された漁船については、船舶の規模に関する制限措置を定めないものとする。（知事許可も準用）

<従来の漁業別の総トン数>

① 指定漁業

- ・ 沖合底びき網漁業（15～170トン）
- ・ 以西底びき網漁業（160～170トン）
- ・ 大中型まき網漁業（15～770トン）
- ・ 遠洋かつお・まぐろ漁業（120～600トン）
- ・ 近海かつお・まぐろ漁業（10～120トン）
- ・ 北太平洋さんま漁業（10～200トン）
- ・ いか釣り漁業（80～440トン） 他

② 特定大臣許可漁業

- ・ ずわいがに漁業（10～120トン）
- ・ 東シナ海等かじき流し網漁業（10～200トン）
- ・ 東シナ海はえ縄漁業（10～20トン） 他

注1:括弧内は実操業船のトン数規模 注2:漁業種類によって、トン数階層を細分化

<トン数制限の性格>

漁船の漁獲能力の大きさを反映させるものとして船舶の総トン数ととらえ、全体の総トン数と総トン数別の隻数との関連で許可制を運用するという考え方（漁船の大きさは、魚倉容積、積載漁具、曳網能力を反映）。

<指定漁業の規制事項>

■許認可の公示

漁業の方法、船舶の総トン数、総トン数別の隻数、操業区域

■許可の制限条件

操業区域、操業期間、漁業の方法等

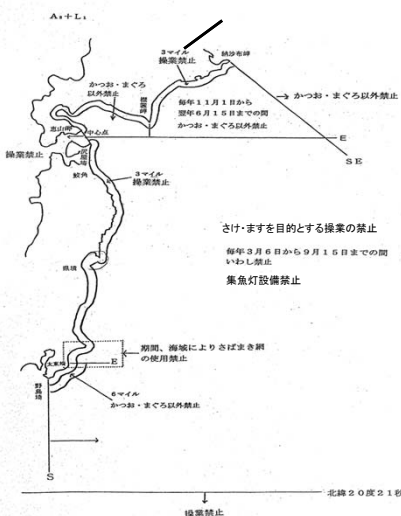
■指定省令

体長制限、操業区域・期間、漁具・漁法、漁獲物の陸揚港・転載等

■協定、団体間の申し合わせ等

局地的な操業区域、操業期間、操業時間（昼間禁止）、投網回数、魚倉容積、一斉休漁日等

（例：大中型まき網漁業の規制）



政省令等制度運用に係る主な検討項目

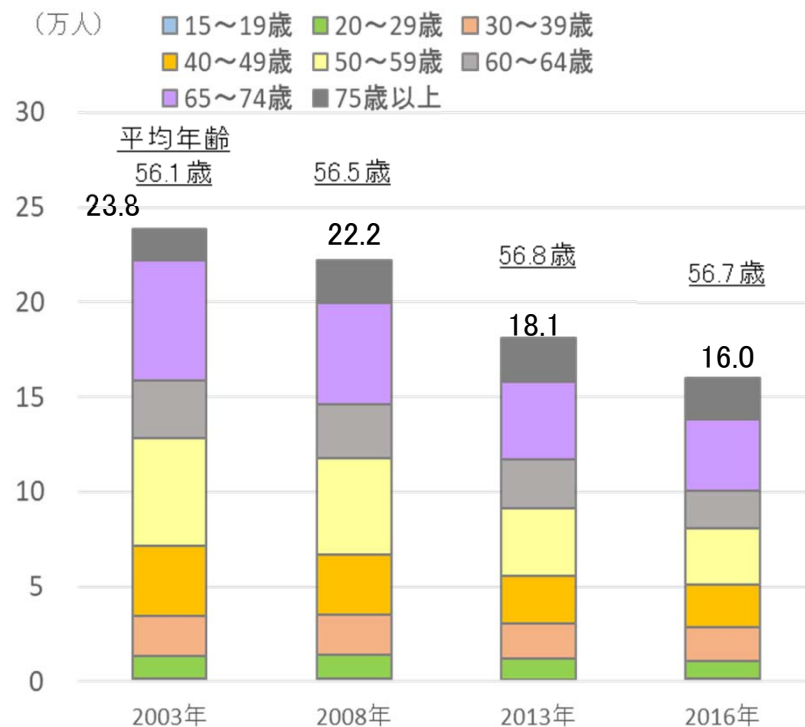
分野	法律改正事項 (措置済み)	政省令規定事項等、制度運用についての考え方
漁業許可 (大臣・知事)	・船舶の規模に関する規制の見直し	・漁業の許可に係る制限措置（省令、規則） ：公示の際の制限措置として、船舶の総トン数、操業区域、漁業時期、漁業の方法等を定める。 ：I Qが相当程度導入された漁業種類については、船舶の総トン数を制限措置として定めない。この場合は、国が責任を持って資源管理の実施、紛争防止を確認した上で、水産政策審議会の意見を聴く必要がある。
	・許可体系の見直しなど	・大臣許可漁業となる漁業種類の要件等（政省令） ：原則、現行の指定漁業、特定大臣許可漁業を定める。 ・知事許可漁業の種類（省令、規則） ：現行の法定知事許可漁業と同様に定める。 ・資源管理状況等の報告事項等（省令、規則） ：報告の期日、報告方法のほか、報告事項として資源管理の状況、漁業生産の実績を定める。

海面利用関係

現状と課題

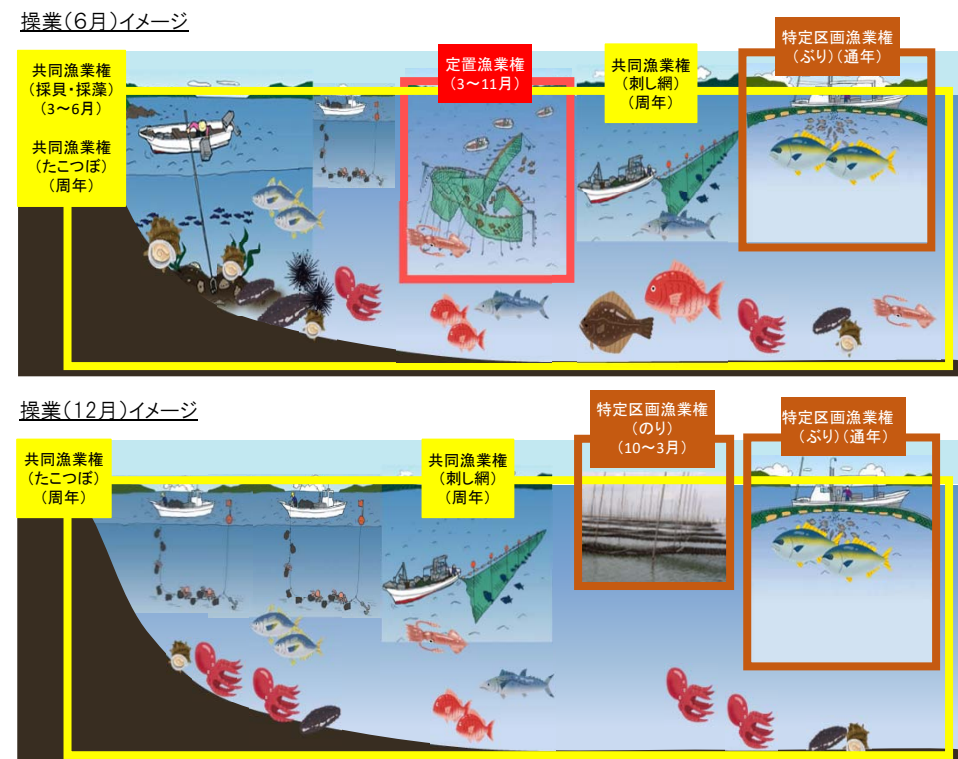
- 我が国の沿岸水域が様々な漁業によって重複的に利用されている中で、資源管理を適切に行い、漁場の円滑な利用を確保するために漁業権制度が果たしている役割は極めて重要。
- 漁業者の減少、高齢化が進む中で、地域差はあるものの利用されない漁場も出てきており、どうやって浜を存続させるかが課題。
- 漁場を適切かつ有効に活用している既存の漁業者の利用を確保しながら、利用されなくなった漁場については協業や地域内外からの新規参入を含め、水面の総合利用を図ることが必要。

漁業就業者の推移



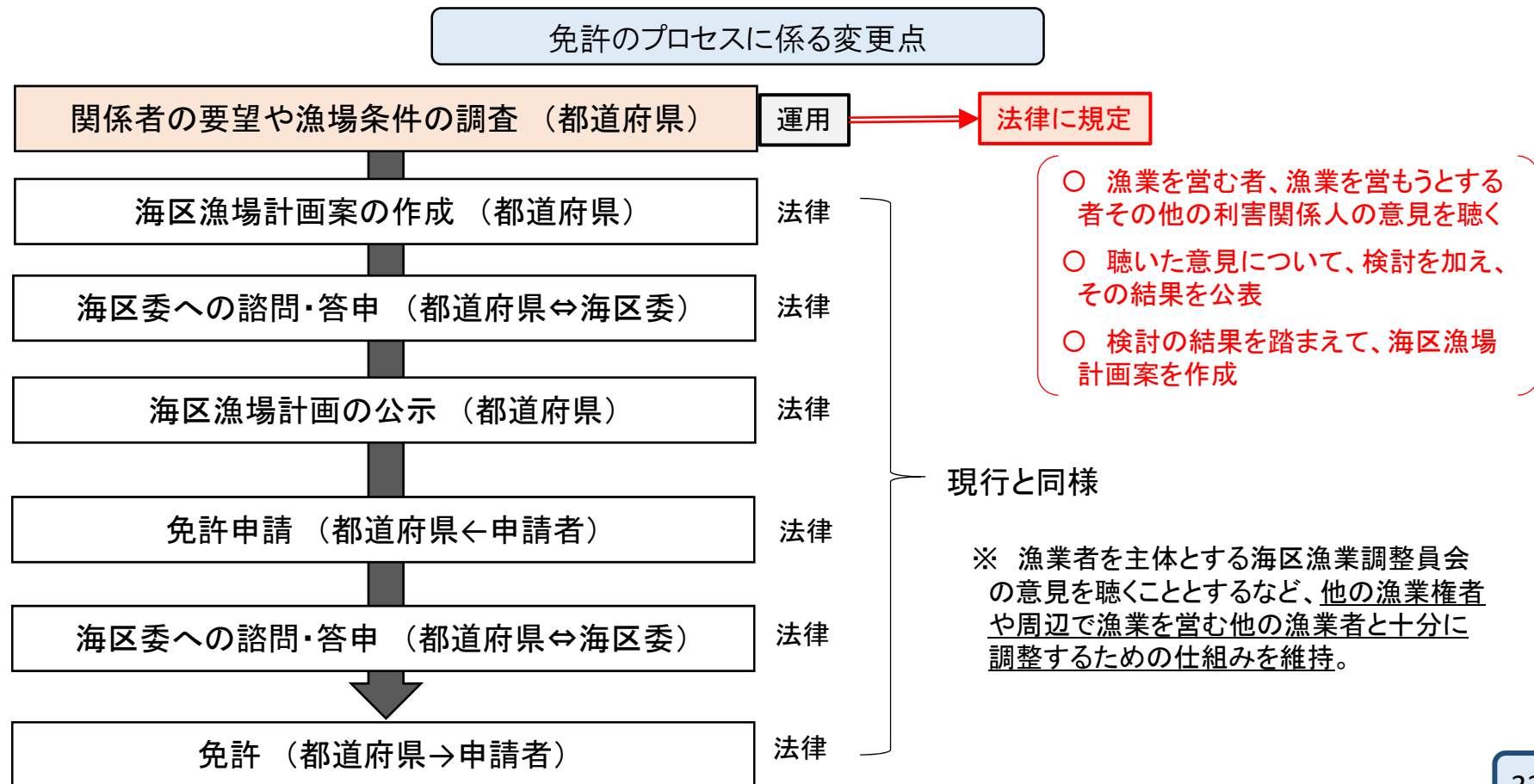
資料：農林水産省「漁業センサス」(2003、2008、2013年)、「漁業就業動向調査」(2016年)

沿岸漁業の図



主な改正点（①漁場計画のプロセスの透明化）

- 現行制度では、都道府県は水面を最大限に活用し、漁業生産力を発展させるため、免許に先立って、関係者の要望や調査を行い、免許の内容等を定めた計画(いわゆる「漁場計画」)案を策定。
- その後、都道府県は海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、決定・公示。
- 今後は、現行のプロセスを維持した上で、免許のプロセスの透明性を向上させるため、関係者からの要望聴取・その結果の公表を法律で義務づけ。(第64条)



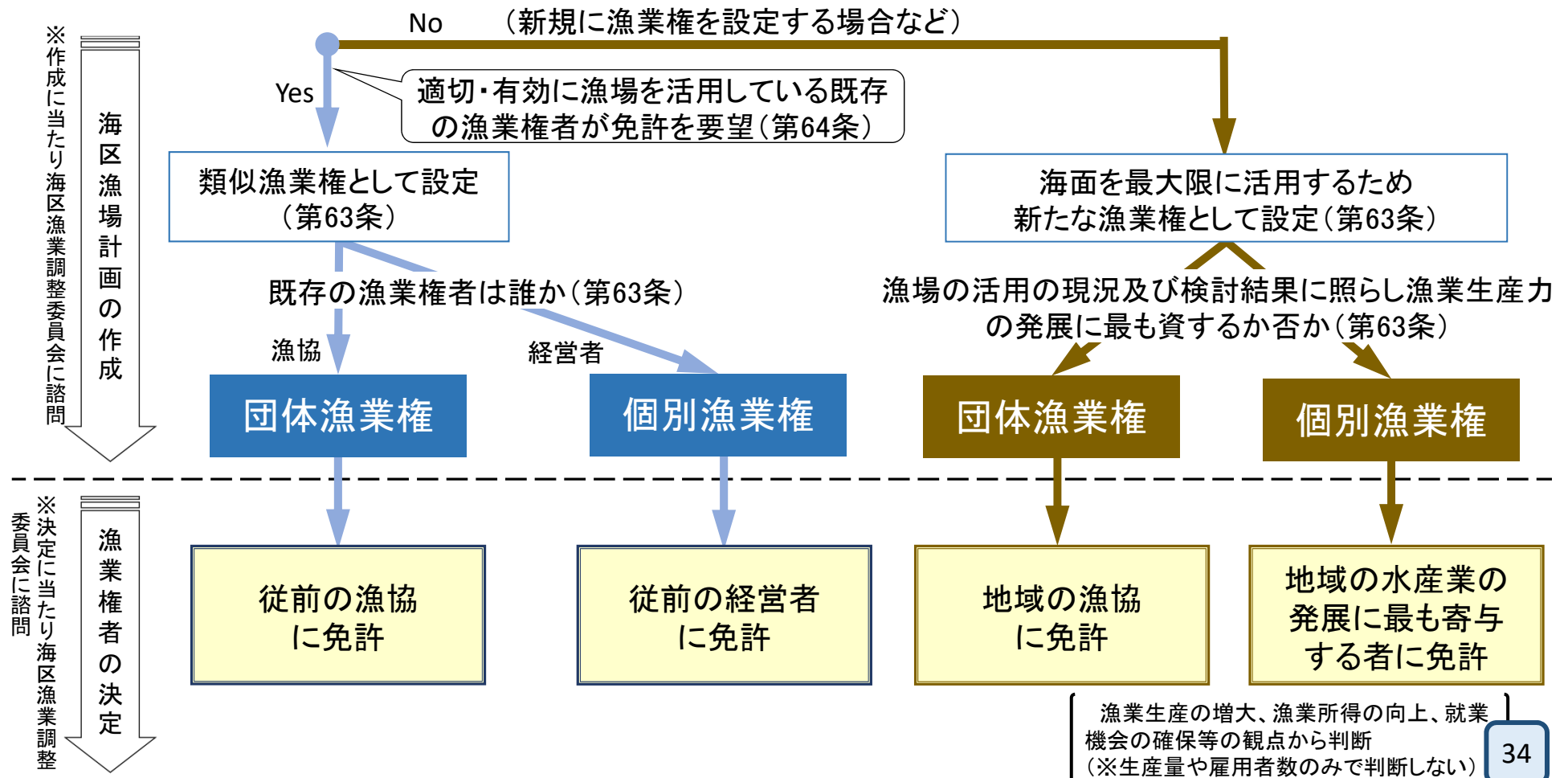
主な改正点（②免許の優先順位の見直し）

- 現行制度は、法律で詳細かつ全国一律に免許の優先順位を規定し、自ら漁業を営まない者による漁場利用の固定化の防止に寄与。他方、存続期間満了時に、優先順位のより高い者が申請してきた場合には、既存の漁業権者が再度免許を受けられず、経営の持続性・安定性を阻害しかねない状況。
- 今後は、法律で一律に優先順位を定める仕組みを改め、漁場を適切かつ有効に活用している既存の漁業権者に優先して免許（第73条）。

	従 来	今 後
共同漁業権	漁協（管理）	漁協（管理）
定置漁業権	漁業者 ①地元漁民世帯の7割以上を含む法人 ②地元漁民の7人以上で構成される法人 ③当該海区で同種漁業の経験がある漁業者・漁業従事者 以下14位まで法定	漁 業 者 既存の漁業権者が水域を適切かつ有効に活用している場合は、その者に優先して免許 （上記以外の場合は、地域の水産業の発展に最も寄与する者に免許）
区画漁業権	漁業者 （真珠養殖業） ①真珠養殖業の経験がある漁業者・漁業従事者 ②当該海区で真珠養殖業以外の経験がある漁業者・漁業従事者 以下6位まで法定 （真珠養殖業以外） ①当該海区で同種漁業の経験がある地元漁民 ②当該海区では経験がないが同種漁業の経験がある地元漁民 以下36位まで法定	団体漁業権：漁協（管理） 個別漁業権：漁 業 者 既存の漁業権者が水域を適切かつ有効に活用している場合は、その者に優先して免許 （上記以外の場合は、地域の水産業の発展に最も寄与する者に免許）
特定区画漁業権 漁業者間の調整が必要な5養殖業を法定	漁協（管理）・漁業者 ①地元漁協（自ら営まず組合員間の内部調整を行う場合に限る。） ②地元漁民世帯の7割以上を含む法人 ③地元漁民の7人以上で構成される法人 以下39位まで法定	※ 団体漁業権・個別漁業権の別は、海区漁場計画の策定時に、利害関係人等の意見を聴いた上で漁場の活用の現況等を踏まえ決定。

主な改正点（③区画漁業権の設定・免許の流れ）

- 現行制度は、事前に免許の内容等を定めた海区漁場計画を策定し、公示。この海区漁場計画に従って漁業者等が免許を申請し、都道府県は法律で定めた優先順位に基づき免許。
- 今後は、漁場を適切・有効に活用している既存の漁業権者に優先して免許。それ以外の場合も団体漁業権か個別かを計画で規定。個別漁業権について競願が生じた場合、地域の水産業の発展に最も寄与する者に免許。



「適切かつ有効」の考え方

- 単に生産金額や生産数量等のみをもって判断するものではなく、漁場の利用状況や法令遵守の状況等の事情を総合的に考慮することが適当
- 仮に他の漁業者に支障を及ぼす、海洋環境の悪化を引き起こす、合理的理由なく一部を利用しない等、必要な場合は都道府県知事が指導・勧告

「適切かつ有効」についての都道府県に対する技術的助言(国が作成)

【基本的な考え方】

- ・ 「適切かつ有効」に活用とは、漁場の環境に適合するように資源管理や養殖生産を行い、将来にわたって持続的に漁業生産力を高めるように漁場を活用している状況をいう。
- ・ 免許期間において都道府県から指導・勧告を受けていない場合や、指導・勧告を受けたが改善された場合は「適切かつ有効」に該当する。

【具体的な例示】

- ① 漁場利用や資源管理に係るルールを遵守した操業がされている場合は「適切かつ有効」に該当する。
- ② 仮に漁場の一部を利用していないときであっても、ア)漁場の潮通しを良くする等の漁場環境の改善を目的とする場合、イ)漁船の修理等を行っている場合、ウ)病気や自然災害のために一時的に操業できない場合等、合理的な理由に基づく場合は「適切かつ有効」に活用されているといえる。

【「適切かつ有効」に活用されていない場合】

- ① 指導又は勧告を受けたにもかかわらず改善が見込まれない場合
- ② 必要な報告を意図的にしないなど悪質な法令違反行為がある場合

資源管理の状況等の報告、関係者の意見を聴くなどにより、 都道府県知事が判断

○ 漁業権者は1回／年以上、知事へ報告

資源管理に関する自主的な取組の実施状況その他の資源管理の状況、操業日数、漁獲量その他の漁場の活用の状況等

○ 知事が判断

「適切かつ有効」に関するチェックリストの活用、関係者への聞き取り、現地調査等

- 漁業法第91条による指導及び勧告の要件に該当するかどうか、分かりやすく明確な判断に資するようなチェックリストを作成し、指導等に活用
- チェックリストは、
 - ① 「他の漁業者が営む漁業の生産活動に支障を及ぼし、又は海洋環境の悪化を引き起こしているとき」（法第91条第1項第1号）に該当するか
 - ② 「合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していないとき」（法第91条第1項第2号）に該当するかについての判断に資するもの
- その結果、指導・勧告を受けたとしても、それが改善されれば「適切かつ有効」と判断

(指導及び勧告)

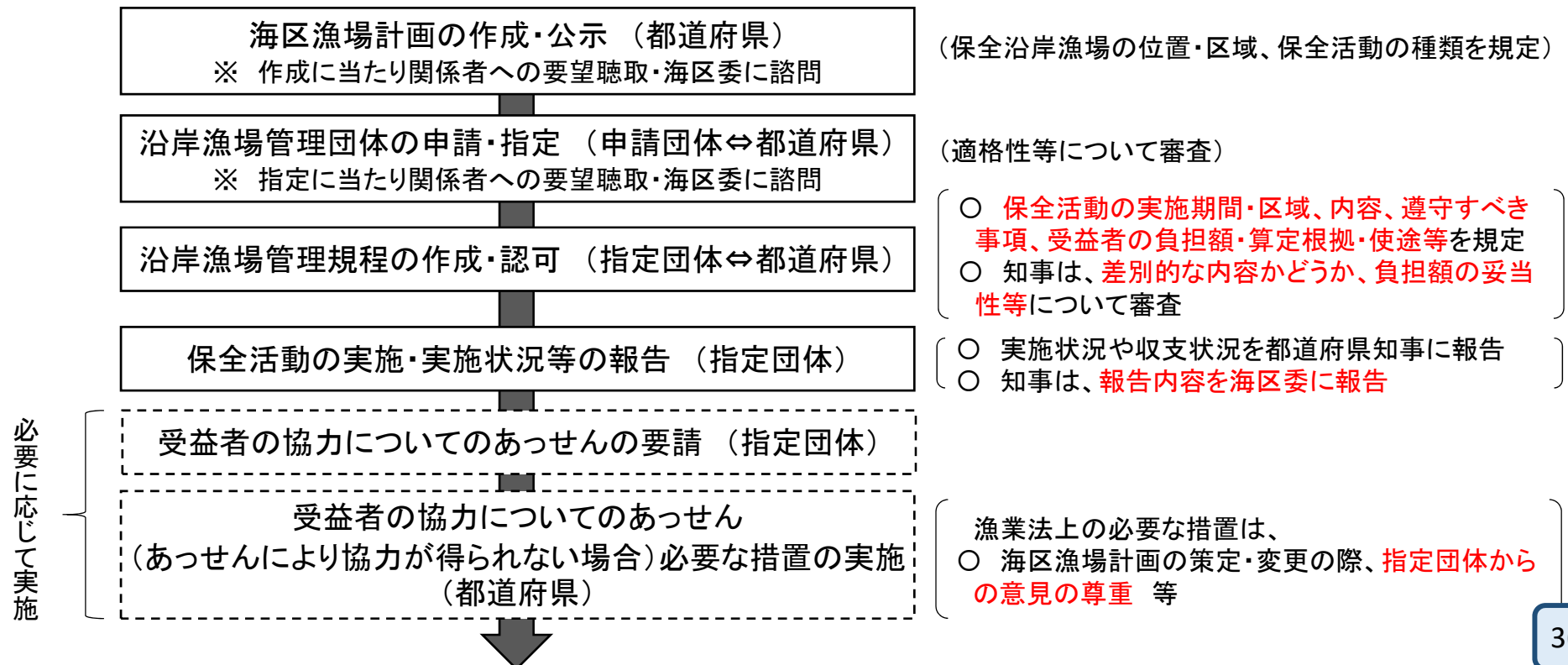
第91条 都道府県知事は、漁業権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該漁業権者に対して、漁場の適切かつ有効な活用を図るために必要な措置を講ずべきことを指導するものとする。

- 一 漁場を適切に利用しないことにより、他の漁業者が営む漁業の生産活動に支障を及ぼし、又は海洋環境の悪化を引き起こしているとき。
- 二 合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していないとき。

主な改正点（④沿岸漁場管理の実施）

- 沿岸水域における赤潮監視、漁場清掃等の活動は漁場を利用する者が広く裨益。
- こうした保全活動は従来から漁協事業として実施し、組合員以外の企業などが費用負担する場合は協力金等として徴収するが、一部の参入企業等から根拠が不透明との指摘もある。
- 今後は、漁協等の申請に基づき都道府県の管理の下で一定のルールを定め保全活動を実施することができることとした。受益者の協力が得られない場合は都道府県にあっせんを求め、都道府県が必要な措置を講ずることが可能。（第109条～第116条）
- 漁場の保全活動を本制度によらず漁協の自主的な活動として行う場合には、従前どおり実施することが可能。

沿岸漁場管理の流れ



(参考) 漁協による金銭徴収の透明化

- 企業が養殖業に参入する際、漁協が養殖業者から金銭を徴収しているケースがある。
- 金銭徴収の透明化に向け、全漁連の自主的な取組として、算定根拠の明確化等を定めたガイドラインを策定(2017年3月。徴収費用の名目の考え方や、費用の算出例等を記載)し、漁協に対して指導を実施しているところ。

漁協による料金徴収の例

くろまぐろ養殖

(1) 行使料(漁業権行使規則に基づくもの)

算定根拠	主 な 使 途 例
単価(円) × 面積 ^(注) (m ²)	指導事業、赤潮時期の海水調査、漁場監視、漁場管理、繁殖保護 等
単価(円) × 生け簀の台数(台)	
1行使者あたりの金額(円)	
水揚金額(円) × 一定割合(%)	
養殖業者と漁協の協議により総額を決定(円)	

(2) 協力金名目(個々の契約に基づくもの)

算定根拠	主 な 使 途 例
単価(円) × 生け簀の台数(台)	指導事業、漁場監視、係船場所等の共同利用施設の維持管理 等
養殖業者と漁協の協議により総額を決定(円)	
単価(円) × 生産量(kg)	

真珠養殖

※協力金等の名目で徴収

算定根拠	主 な 使 途 例
単価(円) × 面積 ^(注) (m ² 又は坪)	指導事業、漁場監視、漁場清掃、海底耕耘、藻場等の保全・造成、共同漁業権との調整、赤潮調査、種苗放流、注意喚起の看板設置 等
単価(円) × 筏の台数(台)	
単価(円) × ロープの長さ(m)	
単価(円) × 施術割当貝の枚数(枚)	
養殖業者と漁協の協議により総額を決定(円)	
月額(円)	

(注) 面積：漁場として使用している面積又は生簀の面積

資料：水産庁調べ

政省令等制度運用に係る主な検討項目

分野	法律改正事項 (措置済み)	政省令規定事項等、制度運用についての考え方
海面利用	・ 漁場計画プロセス透明化	・ 海区漁場計画の作成手続（省令） ： 知事への意見の提出方法、提出期限、その他意見提出に必要な事項を公表すること等を定める。 ・ 公聴会の意見聴取方法等（省令） ： 意見を述べようとする者はあらかじめ意見の概要等を海区漁業調整委員会に申し出ること等を定める。
	・ 免許する者の決定方法の見直し（適切・有効に活用する者に免許）	・ 適切かつ有効の判断基準（技術的助言） ： 適切・有効と判断される事例、適切・有効ではないときの考え方、具体的な例示を示す。適切・有効ではない場合のチェックリストを作成する。 ： 漁場計画の作成に当たっては、「漁業権が漁業調整その他公益に支障を及ぼさないように設定されていること」が義務付けられていること、団体漁業権として設定することが適当な場合の考え方等を示す。 ・ 資源管理の状況等の報告事項等（省令） ： 資源管理の状況、漁場の活用の状況等を一年に一回以上、知事が定める日までに報告すること等を定める。 ・ 団体漁業権者が定める計画の内容等（省令） ： 団体漁業権を有する漁協等が作成する漁業生産力を発展させるための計画に定める事項、一年に一回以上点検すること等を定める。
	・ 沿岸漁場管理の導入など	・ 沿岸漁場管理の対象となる保全活動、規程事項（省令） ： 保全活動として、赤潮監視、漂流物の除去、水産動植物の種苗の放流、漁業法令違反の行為を抑止するための活動等を定める。

漁業協同組合関係

現状と課題

- 漁協は、漁業者の協同組織として、組合員のために漁獲物の販売等の事業を実施し、漁業者の経営の安定に寄与するとともに、漁業権の管理等の公的な役割も担っている。
- 組合員の減少が進む中、未だ零細な漁協も多く、漁協がその役割を発揮していくためには、さらなる事業・経営基盤の強化が必要。
- 漁協の販売事業については、自ら開設した産地市場での販売が中心になっているが、小売業者との直接取引や地産地消の推進、ブランド化等による付加価値の向上に取り組む漁協も増えてきており、漁業者の所得向上のため、こうした取組の拡大が重要。

漁協の部門別事業損益の推移

＜沿海地区漁協、1組合当たり＞(単位:百万円)

年度	販売	購買	指導	製氷・冷凍	信用	漁業自営	共済
24	7.8	0.4	▲ 1.1	▲ 5.1	▲ 14.7	7.2	▲ 2.2
25	11.1	▲ 0.3	1.2	▲ 2.8	▲ 10.3	14.7	▲ 2.3
26	12.5	▲ 0.2	1.3	▲ 2.9	▲ 10.6	24.9	▲ 2.4
27	17.6	1.1	1.1	▲ 2.1	▲ 16.4	28.3	▲ 2.3
28	16.7	1.2	1.0	▲ 1.8	▲ 15.8	25.1	▲ 2.5

注1: 事業別実施組合数(28年度、沿海地区漁協960組合)

販売796漁協、購買851漁協、指導942漁協、製氷・冷凍592漁協、信用78漁協、漁業自営197漁協、共済669漁協

注2: 1組合あたりは、それぞれの事業毎の実施組合数の中で算出したもの。

出典: 水産庁「水産業協同組合統計表」、「水産業協同組合年次報告」

漁協の組合数・組合員数の推移

	S30年度	S55年度	H元年度	H18年度	H28年度
沿海地区漁協数	3,153	2,174	2,136	1,267	960
組合員数	—	578,722	540,668	395,206	302,031
(1組合当たり)		268.5	256.4	315.7	322.0

出典: 水産庁「水産業協同組合年次報告」「水産業協同組合統計表」

漁協の正組合員数(平成28年度)

1組合当たりの正組合員数	組合数	割合
～ 49人	354	37.7%
50～ 99人	230	24.5%
100～199人	187	19.9%
200～499人	127	13.5%
500～999人	26	2.8%
1000人～	14	1.5%
1組合当たりの平均正組合員数	150.49人	—

水協法の主な改正点

- 今回の水産政策の改革において、適切な資源管理の実施等により漁業者の所得向上の実現に向けて取り組んでいく上で、漁協がその役割をより一層発揮していくことが期待されている。漁協の事業・経営基盤の強化を図ることは、漁業者の所得向上だけでなく、新たな資源管理・漁業権制度に円滑に対応していく上でも重要。
- このため、漁協の役割として漁業者の所得向上を明記するとともに、漁協の理事に販売の専門能力を有する者を1人以上登用する旨を規定。今回の改正を契機として、全国の漁協で、地域の実情に応じ、創意工夫により付加価値向上の取組が展開されることを期待。
- また、信用事業の健全性の確保を図るため、他の金融機関と同様に、信漁連・一定規模以上の漁協に公認会計士監査を導入。（現行の全漁連監査のうち、財務諸表等監査が公認会計士監査に移行。）

漁協の役割(第11条の2)

漁協が事業を行うに当たっては、水産資源の持続的な利用の確保及び漁業生産力の発展を図りつつ、漁業所得の増大に最大限の配慮をしなければならない。

販売事業に係る理事の要件(第34条)

販売事業を行う漁協は、理事のうち一人以上は水産物の販売若しくはこれに関連する事業又は法人の経営に関し実践的な能力を有する者でなければならない。

- ・ 外部登用は義務付けない
 - ・ 漁協職員として販売事業を担当してきた者など内部登用も可能
 - ・ 常勤・非常勤も問わない
- ※ 販売事業を実施しない漁協は対象外
 ※ 法施行後3年以後最初に招集される通常総会の終了時まで、改正後の規定を適用しない

公認会計士監査への移行(第41条の2、附則第26条)

<対象>

全ての信漁連及び貯金等合計額 200億円以上の漁協

		(参考)農協		
信漁連	28	信農連	32	
県一漁協	5	県一農協	4	
		〔宮城、山形、島根、山口、大分〕		
単位漁協	2	単位農協	587	
		(常呂、猿払村)		

※ 「貯金等合計額」とは、貯金及び定期積金の合計額 (平成29年度末時点)

<移行準備について>

- ・ 公認会計士監査への移行期間(法施行後4年以内)を法定
- ・ 法律の附則の配慮事項で、政府は公認会計士監査への移行に関し、「組合の実質的な負担が増加することがないこと」と明記
- ・ 監査対象漁協等の内部統制改善の取組を支援。(予算措置)

政省令等制度運用に係る主な検討項目

分野	法律改正事項 (措置済み)	政省令規定事項等、制度運用についての考え方
漁協	・ 販売事業を担う役員の登用など	・ 水産物の販売等に関し実践的能力を有する理事の選任に際しての 手続（通知） ： 外部登用は義務付けないこと、非常勤理事としての登用も可能であること等を定める。
	・ 信漁連等への公認会計士監査の導入	・ 公認会計士監査を導入する漁協の規模要件（政令） ： 信漁連及び貯金等合計額が200億円以上の漁協を対象とすることを定める。 ・ 会計監査人監査の手続（省令） ： 監査報告書の内容として、計算書類等が適正かどうかについての意見等を定める。

漁業調整委員会、密漁対策関係

I 漁業調整委員会

海区漁業調整委員会の概要（現行）

- 海区漁業調整委員会は、漁業者や漁業従事者が主体となった漁業秩序をつくる観点から設置。
- 漁業権の免許等に係る答申や漁業調整のための漁業者等に対する指示などの法律に基づく権限を有する。

海区漁業調整委員会の設置

海区漁業調整委員会は、海面等について、大臣が定めた海区ごとに設置。

28都府県において1海区、漁業状態の異なる道県では数海区設置され、全国で64海区。

※「海面等」には、海面のほか、海面として指定された琵琶湖等の湖沼を含む。

海区漁業調整委員会の権限

海区漁業調整委員会は、漁業者と漁業従事者が主体となった漁場秩序をつくる観点から、以下の権限を有する。

（主な権限）

- 漁場計画の策定、漁業権の免許、法に基づく資源管理に関する計画の策定等について、知事の諮問機関として、調査審議し、意見をいう
- 漁業調整のために、関係者に対し、漁業の制限・禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をする
- 入漁権の設定、変更、消滅についての裁定を行う
- 土地等の使用について、知事に意見を述べ、当事者間の協議が不調の時は裁定する

漁業調整委員会の構成

海区漁業調整委員会は、漁業者委員、学識経験委員、公益代表委員の計15名から構成。

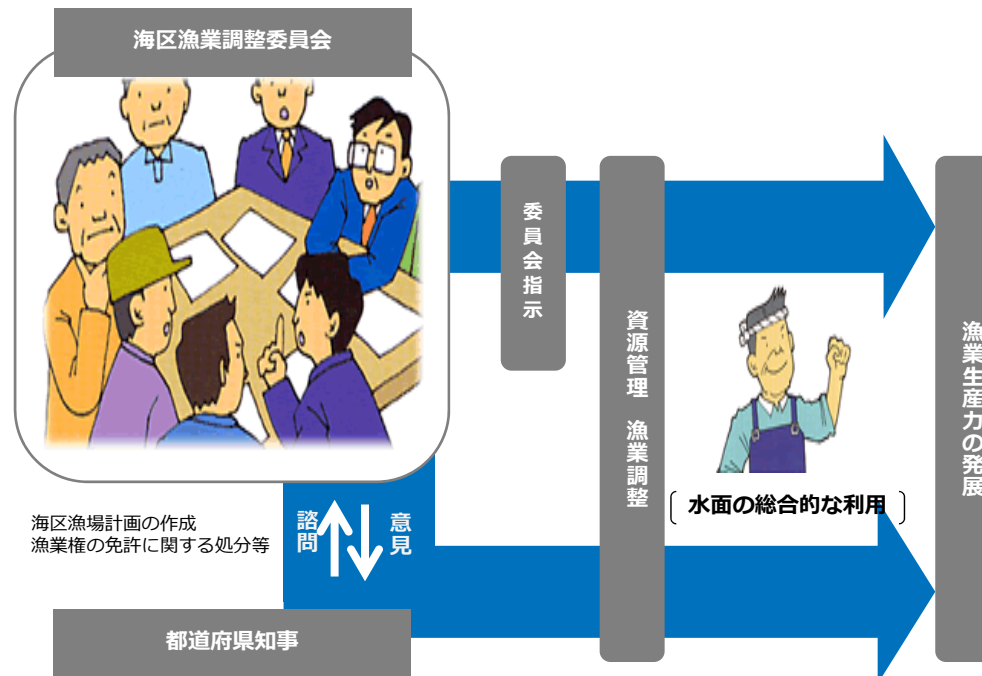
- ・漁業者委員 : 9名（海区内に住所を有する漁業者等による選挙により選任）
- ・学識経験委員・公益代表委員 : 6名（知事により選任）

※ 大臣が指定する海区の委員は10名（漁業者委員6名、学識経験委員・公益代表委員4名）

委員構成等の見直し

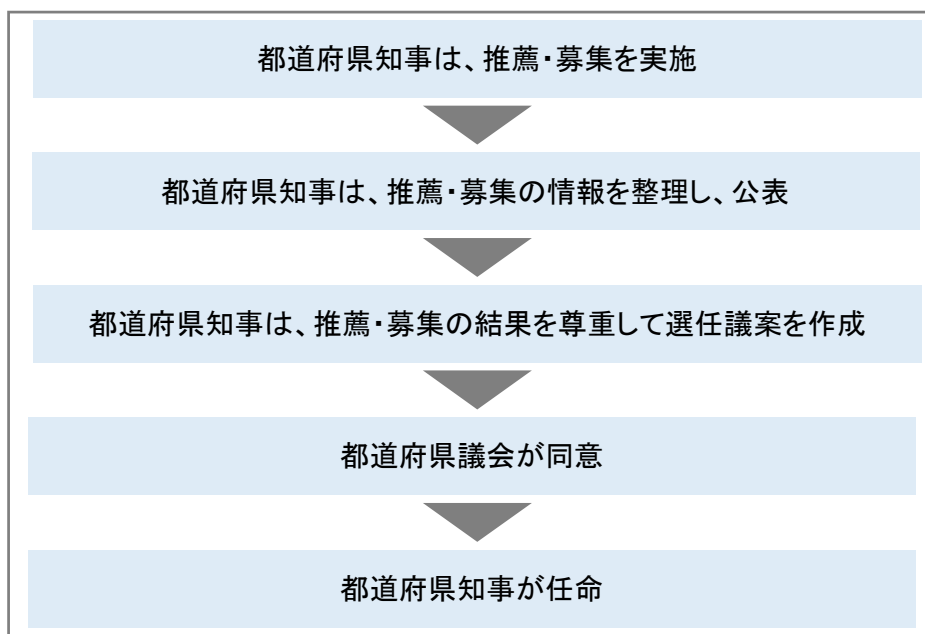
- 海区漁業調整委員会は、漁業者・漁業従事者を主体として、漁業調整上重要な役割。
- 海区漁業調整委員会の役割の重要性を踏まえ、漁業者代表を中心に据えた組織であるとの基本的な性格を維持し、漁業者・漁業従事者の意見を反映できる委員会としつつ、このような役割をよりの確に果たせるよう、柔軟に委員の選出等が実施できる制度に見直し。

- ✓ 委員の定数は15名とするが、10～20名の範囲内において条例で定数の増減が可能
- ✓ 委員の過半数は漁業者・漁業従事者でなければならない（15名の場合、8名以上）。都道府県知事は、地区、漁業の種類等に著しい偏りが生じないように配慮。
- ✓ その他、資源管理や経営問題に詳しい学識経験者（1名以上）や利害関係を有しない者（1名以上）を含む



委員の選定手続等

- 委員の選定に当たっては、漁業者・関係団体からの推薦や候補者の募集・結果を尊重して、議会の同意を得た上で、都道府県知事が選任。
- 持続的な漁業に資するよう、地区や様々な漁業種類などバランスのとれた漁業者・漁業従事者委員が透明なプロセスを経て選任される手続を規定。



- 都道府県知事は推薦及び募集を行う（主な漁業団体に対する積極的な推薦の働きかけ等）。
- 候補者数が定数を超えた場合には公正性及び透明性を確保するために必要な措置として、候補者の面接、選定委員会による選定等を実施。

<選定方法の例>

都道府県知事による創意工夫により方法は決定するが、例えば、

- ① あらかじめ選定基準を策定して公表すること
 - ② 選定委員会を設けること
 - ③ 推薦を受けた者及び募集に応募した者や推薦者の意見を聴くこと
 - ④ 前任の委員の意見を聴くこと
- 等により適切に選任

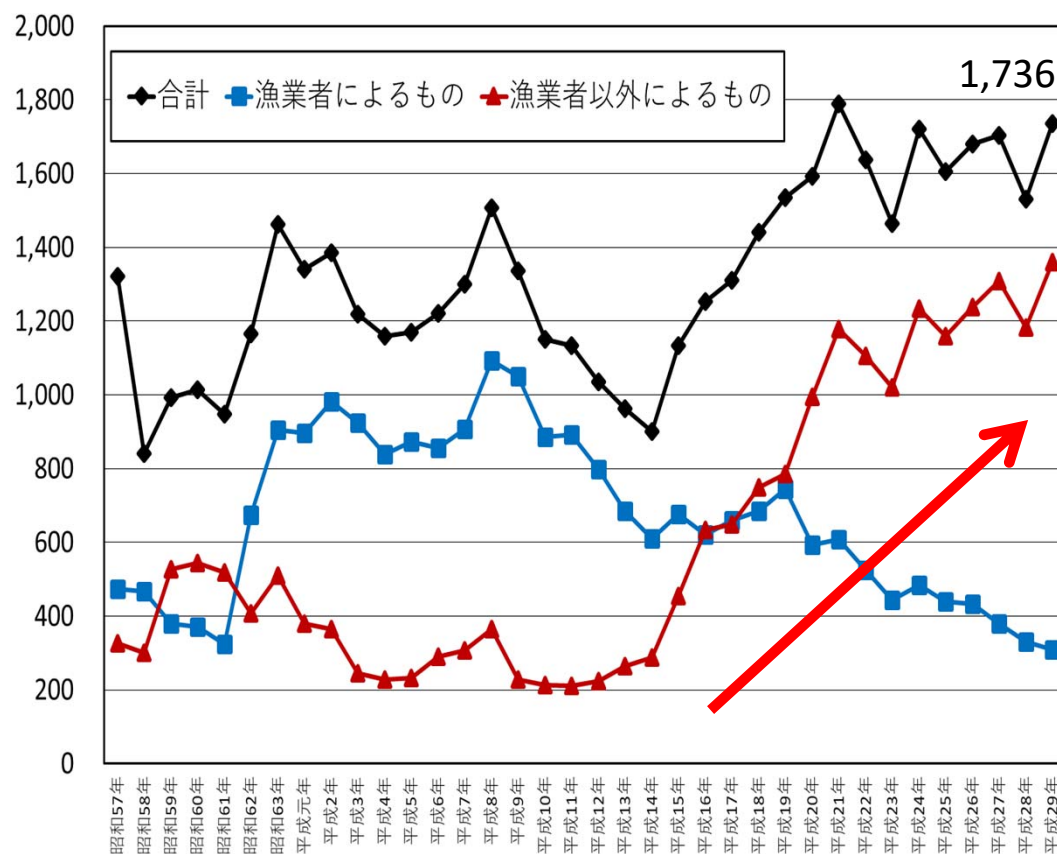
（注）現行の委員の任期は令和2年8月で満了となるため、新たな制度へ移行するための準備期間が必要であることから、新制度は令和3年4月から実施するものとし、その間は現行委員の任期を延長

II 密漁対策

密漁の現状

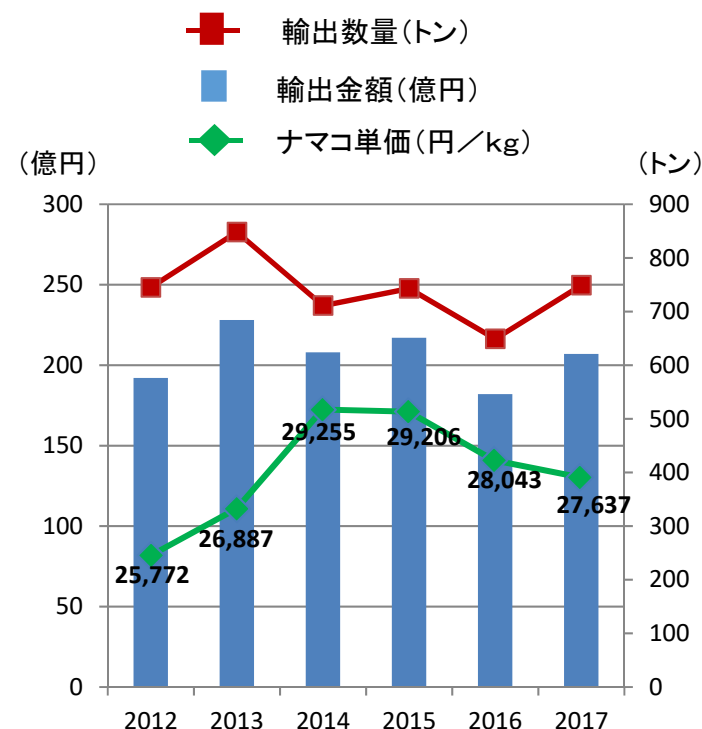
- 近年、漁業関係法令違反の検挙件数のうち、漁業者(許可を受けて操業する者等)による違反操業が減少している一方で、漁業者以外(いわゆる遊漁者や繰り返し違反する者等)による密漁が増加し、反社会勢力等による密漁は悪質・巧妙化。
- 海外での需要を背景にナマコが高価格で取引され、輸出品目であるナマコ等の密漁が問題化。

■ 違反者区分別の検挙件数の推移(海面)



出典:沿岸海域等における水産動植物の採捕に係る
漁業関係法令違反等の状況調査(水産庁)

■ ナマコの輸出量及び金額の推移



出典:財務省「貿易統計」
ナマコ調整品及び干しナマコを合わせた輸出量及び金額

罰則の強化

- このような密漁の発生状況を踏まえ、犯罪者に対して効果的に不利益を与え、密漁の抑止を図るため、特定の水産動植物(ナマコ、アワビを想定)を採捕する者への罰則を新設するなど、罰則を強化。

【概要】

- ✓ 採捕禁止違反の罪、密漁品譲受等の罪を新設
- ✓ 無許可漁業等の罪について罰則を引上げ
- ✓ 漁業権侵害の罪について罰則を引上げ

採捕禁止違反の罪
密漁品譲受等の罪

無許可漁業等の罪

漁業権侵害の罪

3年／200万円

20万円

3年／**3,000万円**

3年／**300万円**

100万円

※法定刑は懲役又は罰金

個人に対する罰金の最高額

【効果的な密漁対策】

- ・3,000万円という罰金額は、個人に対する最高額の罰金であり、密漁の抑止に極めて大きな効果
- ・悪質な密漁者の検挙に向け、関係機関、関係都道府県取締機関、漁業関係者等との連携を強化して、今回の改正が効果を発揮するよう努力

総合的な密漁対策

- 法改正による罰則強化とともに、漁業経営の安定化、反社会勢力への資金流入の阻止、重要な輸出品目からの密漁物の根絶を図るため、関係者の連携のもと様々な密漁防止対策を講じる必要



政省令等制度運用に係る主な検討項目

分野	法律改正事項 (措置済み)	政省令規定事項等、制度運用についての考え方
海区漁業調整委員会、密漁対策	・ 海区漁業調整委員会の委員構成、選任方法見直し	・ 海区漁業調整委員の任命手続（省令、通知） ：委員の推薦及び募集の状況や結果の公表内容、方法（推薦・募集の期間は概ね一月とすること）等を定める。 ・ 海区漁業調整委員の候補者が定数を超えた場合の対応例（通知） ：あらかじめ選定基準を策定して公表すること、選定委員会を設けること、推薦を受けた者及び募集に応募した者や推薦者の意見を聴くこと、前任の委員の意見を聴くこと等を対応例として定める。
	・ 密漁対策の罰則強化	・ 採捕禁止となる特定水産動植物の種類・適用除外とされる場合（省令） ：あわび及びなまこを定める方向で検討。 ：適用除外とするのは試験研究又は教育実習の用に供するために農林水産大臣又は都道府県知事の許可を受けた者が採捕する場合等を定める。

水産庁HPもご活用下さい！

<http://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/kaikaku/suisankaikaku.html>

